印西市障がい者プラン

印西市第４次障害者基本計画・第６期障害福祉計画
2021（令和３）年度～2023（令和５）年度

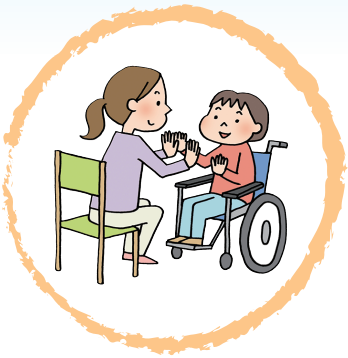

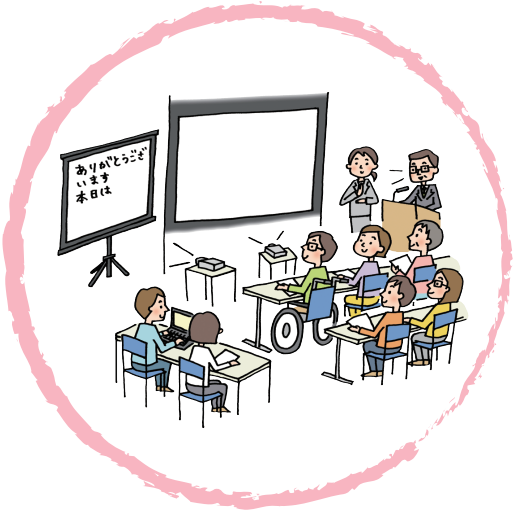

印西市マスコットキャラクター
いんザイ君

2021（令和３）年３月

印 西 市

目次

総　論
第１章　計画の策定にあたって……2
第１節　計画策定の背景……2
第２節　印西市障がい者施策の視点……4
第３節　計画の位置づけと法的根拠……6
第４節　計画の策定過程……9
第５節　計画の推進体制……10
第２章　印西市の障がい福祉を取り巻く現状……11
第１節　統計データからみる概況……11
第２節　アンケート調査結果からみる現状……16
第３節　調査結果から見える課題……21
第３章　基本理念及び施策の展開……22
第１節　計画の基本理念……22
第２節　基本目標及び重点施策……23
第３節　施策の体系……30
第４節　障害福祉計画の取り扱い……33
各論Ⅰ　障害者基本計画
基本目標１　障がいのある人に対する支援体制の整備……36
基本方針……36
施策１　理解を深める　《周知啓発・福祉教育》……36
施策２　知る　《情報》……39
施策３　相談する　《相談》……42
施策４　育てる　《福祉人材・地域活動、団体》……44
基本目標２　障がいのある人の心豊かな暮らしの支援……47
基本方針……47
施策１　すこやかに生きる　《保健・医療》……47
施策２　生活する・利用する　《権利擁護・生活支援》……51
基本目標３　障がいのある人の就労及び地域活動の支援……57
基本方針……57
施策１　働く　《就労》……57
施策２　ふれあう・楽しむ　《社会参加・地域活動》……59
基本目標４　障がいのある子どもの成長支援……61
基本方針……61
施策１　一貫した支援体制の整備　《障がいのある子ども》……61
基本目標５　障がいのある人にとって安全・安心のまちづくり……67
基本方針……67
施策１　安心して暮らす　《地域生活》……67

各論Ⅱ　障害福祉計画
第１章　基本指針に定める成果目標..... 74
第１節　施設入所者の地域生活への移行..... 74
第２節　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築..... 75
第３節　地域生活支援拠点等の整備..... 76
第４節　福祉施設から一般就労への移行..... 77
第５節　障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等..... 78
第６節　相談支援体制の充実・強化等..... 80
第７節　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.. 81
第２章　障害福祉サービス..... 82
第１節　障害福祉サービスの実績と見込み..... 82
第３章　障害児福祉サービス..... 88
第１節　障害児福祉サービスの実績と見込み..... 88
第４章　発達に障がいのある人等に対する支援..... 90
第１節　発達に障がいのある人等に対する支援の実績と見込み..... 90
第５章　地域生活支援事業..... 91
第１節　地域生活支援事業の実績と見込み..... 91
第２節　その他の事業..... 97
資料編
第１章　障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会..... 100
第１節　設置要綱..... 100
第２節　委員名簿..... 102
第３節　策定過程..... 102
第２章　用語解説 103

本計画書の本文中に掲載の挿絵は、市内の就労支援施設を利用している方々の作品です。
提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

総　論

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の背景

これまで国においては、2006（平成 18）年 12 月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2009（平成 21）年 12 月に政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを機に、「障害者基本法」の改正（平成 23 年８月）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行（平成 24 年 10 月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立、及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（平成 25 年６月）といった国内法の整備が進められてきました。その結果、2014（平成 26）年１月に同条約を批准しました。

さらに、2013（平成 25）年４月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）においては、制度の谷間のない支援提供や法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを旨として行わなければならないとする基本理念を掲げる等しています。

また、2016（平成 28）年６月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。この改正により、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、国の障がい者制度の動向を加味した更なる障がい者施策の展開が求められることとなりました。

このような中、本市においては、「障害者基本法」を根拠法として 10 年を１期として策定する「印西市障害者基本計画」及び「障害者総合支援法」を根拠法として３年ごとに策定する「印西市障害福祉計画」によって、障がい者施策を計画的に推進してきました。

なお、近年の国における度重なる制度改正へ柔軟に対応することが必要と考え、前計画から「印西市障害者基本計画」と「印西市障害福祉計画」を一体化し、2018（平成 30）年度から 2020（令和２）年度までの３か年を計画期間とする「印西市障がい者プラン」（印西市第３次障害者基本計画・印西市第５期障害福祉計画）を策定し、推進してきました。

2020（令和２）年度に「印西市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年の障害者制度改革を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いの人格と個性を尊重し、誰もが同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、2021（令和３）年度から 2023（令和５）年度までの３か年を計画期間とした新たな「印西市障がい者プラン」を策定します。

■ 障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
2013年 (平成25)	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
2014年 (平成26)	障害者権利条約の批准	・障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
2015年 (平成27)	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
2016年 (平成28)	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年４月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
2018年 (平成30)	**印西市障がい者プラン策定**	
	【改正】障害者総合支援法及び【改正】児童福祉法の施行	・障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	・障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
2019年 (平成31)	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定	・障がいのある人による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がいのある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がいのある人の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
2019年 (令和元)	【改正】障害者雇用促進法 ※令和２年４月施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化 （地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

第２節　印西市障がい者施策の視点

１．印西市総合計画からの視点

印西市総合計画において、障害福祉施策は「政策１　誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります」のうち、「施策１－５　障がいのある人の自立支援と社会参加の促進」に取りまとめられ、政策の方向性を次の通り、設定しています。

印西市総合計画（第１次基本計画）

≪施策１－５　障がいのある人の自立支援と社会参加の促進≫

■施策の目指す姿

障がいのある人が地域で安心して自立した生活や社会参加ができるまちを目指します。

■取り組みの方向性

障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供、就労や社会活動などの社会参加を促進するとともに、地域全体で支える体制の構築を図ります。

また、障がいのある人に対しての正しい知識や理解を普及・啓発することにより、偏見や障がいを理由とした差別を解消し、共生社会の実現を目指します。

■取り組み方針

方針①：障がいのある人の地域生活支援の充実

〇障がいのある人が地域で自分らしい生活が送れるよう、居宅介護や生活介護などの障害福祉サービスや補装具の給付などを充実させるとともに、地域の特性や利用者一人ひとりの状況に応じた柔軟なサービスの提供を図ります。

〇多様化する障がい福祉ニーズに対応するため、困ったときにいつでも相談できる基幹相談支援センターや、相談支援事業所の支援体制の確立を図り、障がいのある人が自ら望む支援を選択できるよう取り組みます。また、福祉サービス事業者と連携し、地域全体で支える体制の構築を図ります。

〇家賃助成などによりグループホームの利用促進を図り、障がいのある人が地域において自立し、安定した社会生活を送れるよう支援します。

方針②：障がいのある人の社会参加の促進

〇障がいのある人それぞれに合った就労を目指し、就労相談や障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立訓練などを活用しながら、自立に向けての支援を行います。

〇障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し地域の中で自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けての周知や啓発を広く行い、障がいを理由とした差別の解消や理解の促進を図ります。

２．計画策定に係る事項

障がい者プランは、住民それぞれの支えあいや助け合いにより、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持ち、ともに生きる社会の実現を目指すという観点から策定します。また、国の障害者基本計画、千葉県の障害者計画に掲げられている目標、基本的な考え方に沿いながら、本市の基本目標、施策の方向等を設定するとともに、国の基本的な指針を踏まえた計画とします。

■ 計画の基本的な指針（令和２年厚生労働省告示第213号から抜粋）

①　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ・共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める
②　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ・障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村が実施主体となる ・障害福祉サービスの充実を図り、地域によるサービスの偏りを防ぐ
③　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ・自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える ・障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるサービスの提供等、地域社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進める
④　地域共生社会の実現に向けた取り組み ・地域住民が主体的に地域作りに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む ・地域ごとの特色を活かし、包括的な支援体制の構築に取り組む
⑤　障害児の健やかな育成のための発達支援 ・障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る ・障害児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る ・全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する
⑥　障害福祉人材の確保 ・専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携を推進する ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを積極的に発信する ・関係者が協力して取り組む
⑦　障害者の社会参加を支える取り組み ・障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進する

第３節　計画の位置づけと法的根拠

１．計画の位置づけと法的根拠

■障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条第３項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

印西市障害者基本計画（第４次）

障害者基本法第 11 条第３項に基づく市町村障害者計画で、障害者の自立及び社会参加の支援等を行うため、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的とした理念や方針、施策・事業を定める計画です。

■障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第１項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20 第１項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 33 条の 20 第６項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第１項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

印西市障害福祉計画（第６期）

障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、提供体制を定める計画です。また、障がい児を対象とした児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく市町村障害児福祉計画として、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画でもあります。

２．本市における各計画との整合

本計画は、上位計画となる「印西市総合計画」及び「印西市地域福祉計画」と整合性を図り、策定しています。また、関連計画となる「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「いんざい子育てプラン」と整合性を図りつつ、「健康いんざい 21」「いのち支えあういんざい自殺対策計画」「印西市地域防災計画」「印西市教育振興基本計画」等の諸計画とも連携します。

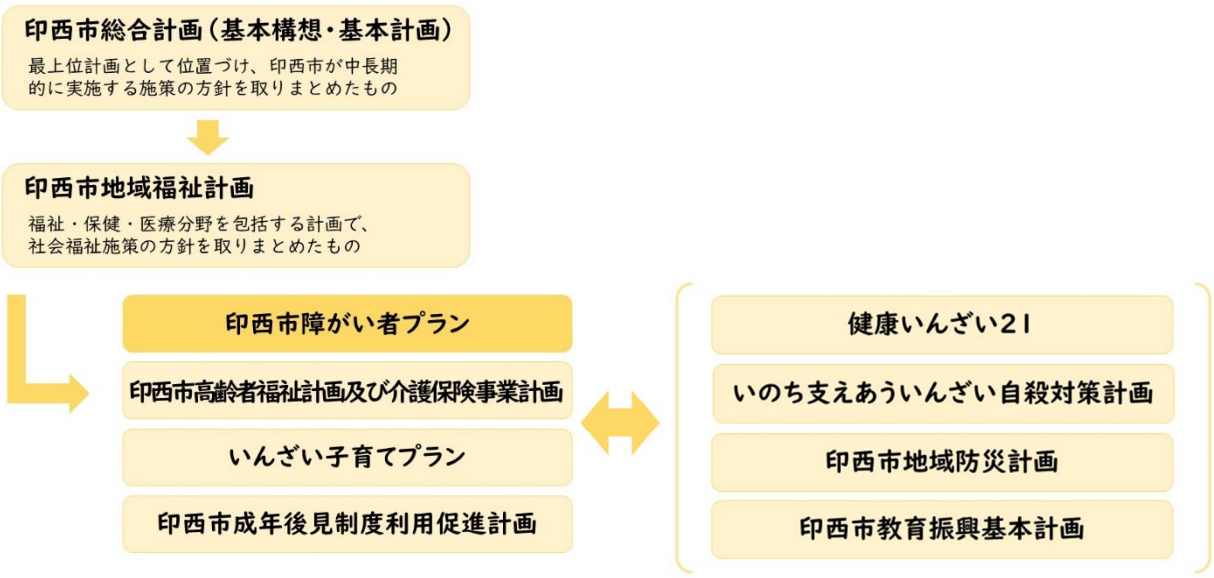

３．本計画の対象

本計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、発達障がいのある人、難病のある人（指定難病患者）、自立支援医療（精神障がい者通院医療費）の公費負担を受けている人、疾病のある子どもや発達に障がいのある子ども等の、日常生活や社会生活で支援を必要とする人を対象として、「障がいのある人等」と表記しています。

《「障がい」の捉え方》

- 障害者基本法第２条において「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。
- 2013（平成 25）年度から、障害者総合支援法第４条において、上記に準じる定義に難病等が加わりました。今後も医療・福祉制度の状況等により時代とともに変化し、その定義や分類を変更する可能性があります。

４．計画の期間と関連計画

本計画である、「印西市障がい者プラン」は「印西市第４次障害者基本計画・印西市第６期障害福祉計画（印西市第２期障がい児福祉計画）」を一体として策定するものであり、計画期間は 2021（令和３）年度～2023（令和５）年度までの３年間とします。

なお、社会情勢に大きな変化があった場合等は、計画期間中であっても適宜見直しを行うものとします。

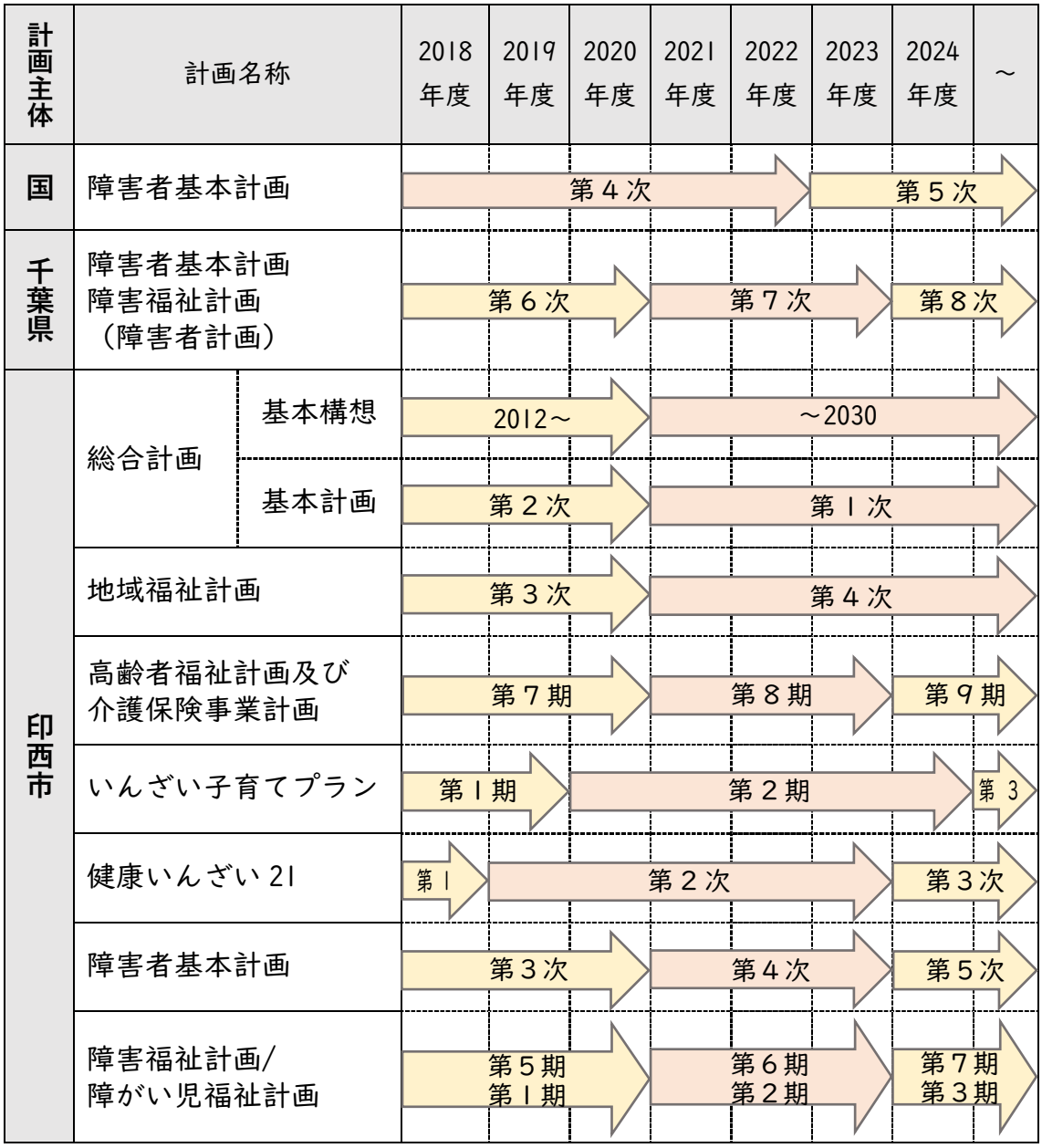

第４節　計画の策定過程

１．策定の体制

庁内において関係各課との障害者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、障がい福祉課においては現行計画における事業等の実績状況を調査しました。

また、次の通り、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

①　印西市障がい者プラン（印西市障害者基本計画及び印西市障害福祉計画）策定委員会

学識経験のある者、障がいのある人の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとし、全７回の委員会の開催をしました。

②　庁内関係部署との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連性のある庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障害者施策の検討等を行いました。なお、計画策定作業等の事務局は、福祉部障がい福祉課に設置しました。

２．市民意見・当事者意見の把握

策定及び会議の過程については、広報や市ホームページにて公表し、市民への周知を図るとともに、会議を公開として実施しました。また、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けるとともに、いただいた意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

①　アンケート調査の実施

本計画策定のため、障害者手帳所持者及び障害関係団体等の意見・要望を聞き、現在の市の状況やニーズを把握し、計画策定の参考とすることを目的に実施しました。（回収者数 2,178 人、回収率 41.9%、調査期間：2020（令和２）年３月 18 日（水）～３月 31 日（火）（全 14 日間））。

②　パブリックコメントの実施

印西市障がい者プラン(印西市第４次障害者基本計画及び印西市第６期障害福祉計画)策定委員会において検討された印西市障がい者プランの案に対し、パブリックコメントを実施し、意見等を募りました。

意見募集期間	2021（令和３）年１月６日（水）～１月 19 日（火）
意見提出数	18 件（６人）

第５節　計画の推進体制

Ⅰ．推進体制

①　推進体制の確保

計画の推進にあたっては、国・県の関係行政機関との連携を強化します。また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市や相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

②　印西市地域自立支援協議会との連携

本市では、「印西市地域自立支援協議会」を設置しています。

印西市地域自立支援協議会は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け事業の円滑な推進を図ることを目的としています。本計画における障害福祉サービスによる取り組みを推進するにあたっては、協議会からの意見・提言等を踏まえ、事業を実施します。

③　障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、本計画の周知を図ります。また、地域の住民・企業に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、障がいのある人の理解の促進を図るとともに、ともに生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

④　サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備・確立する等、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がいのある人等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての事業者支援のあり方についてさらに検討を進めます。

２．計画の検証体制及び評価

印西市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見や提案等を受けた場合、計画の見直し等を行うことに加え、適宜施策に反映します。

特にサービス支給量の数的目標値を設定する障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。

また、本計画の検証及び評価を PDCA サイクルに基づき適宜行うことで、計画を着実に推進します。なお、障害福祉計画については、計画改定段階において国の指針に基づき、地域の実情に即した目標設定を行います。

第２章　印西市の障がい福祉を取り巻く現状

第１節　統計データからみる概況

１．身体障害者手帳所持者数

総数は年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度は 2,197 人となっています。また 2019（令和元）年度時点における級ごとの人数を見ると、１級が 762 人と最も多く、次いで４級が 556 人、２級が 343 人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	１級	２級	３級	４級	５級	６級
2017 年度	2,141	735	322	322	549	104	109
2018 年度	2,168	738	329	318	561	112	110
2019 年度	2,197	762	343	317	556	105	114

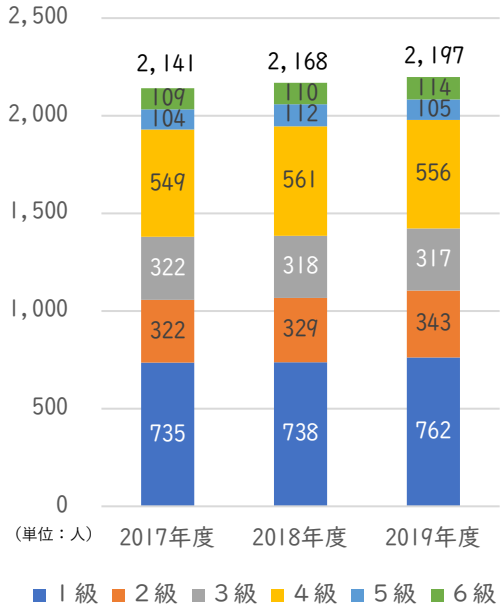

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

視覚障害	１級から６級
聴覚障害	２級から４級、６級
平衡機能障害	３級、５級
音声・言語・そしゃく機能障害	３級、４級
肢体不自由	１級から６級
内部障害	１級から４級

（単位：人）

千葉県	総数	１級	２級	３級	４級	５級	６級
2017 年度	179,093	64,137	26,916	26,722	43,167	8,764	9,387
2018 年度	178,255	63,851	26,546	26,617	43,121	8,724	9,396
2019 年度	179,242	64,223	26,457	26,724	43,642	8,728	9,468

２．療育手帳所持者数

総数は年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度は 600 人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	最重度	重度	中度	軽度
2017 年度	526	82	110	133	201
2018 年度	563	88	119	137	219
2019 年度	600	95	121	149	235

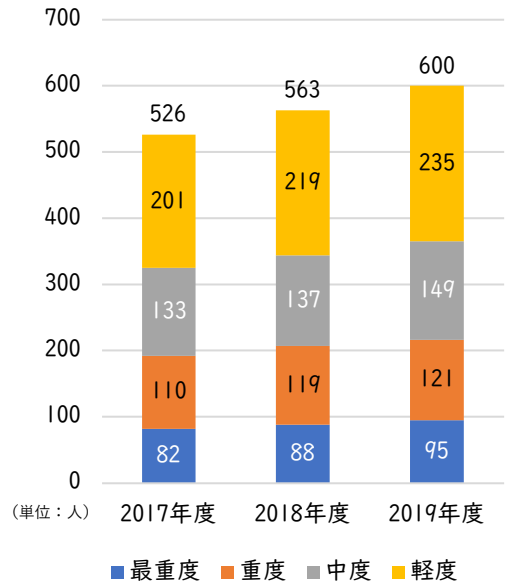

療育手帳は、知的障がいのある人に交付されます。

（1）療育手帳には 4 つのランクがあります。Ⓐ（A の丸囲み）最重度・A 重度・B の 1 中度・B の 2 軽度

（2）ランクは心理判定、医学判定、調査結果等を総合的に判断して決定します。

（3）手帳を交付されたあと、数年後に行う再判定はある人とない人がいます。これも諸条件を勘案して決められます。

（単位：人）

千葉県	総数	重度	中度	軽度
2017 年度	41,755	16,027	10,488	15,240
2018 年度	42,941	16,354	10,693	15,894
2019 年度	44,346	16,748	11,323	16,275

表中、重度には最重度が含まれます。

３．精神障害者保健福祉手帳所持者数

総数は年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度は 608 人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	１級	２級	３級
2017 年度	464	58	271	135
2018 年度	534	63	318	153
2019 年度	608	66	356	186

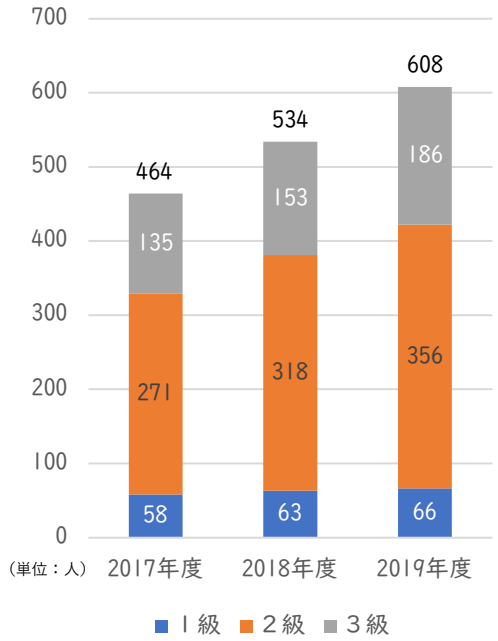

精神障害者保健福祉手帳は、すべての精神疾患が該当します。近年の動向では次の対象者が増加傾向にあります。

・統合失調症
・うつ病、そううつ病等の気分障害
・てんかん
・薬物やアルコールによる急性中毒（依存症）
・高次脳機能障害
・発達障害

（単位：人）

千葉県	総数	１級	２級	３級
2017 年度	43,574	6,888	25,846	10,840
2018 年度	47,235	6,970	27,984	12,281
2019 年度	51,503	6,961	30,281	14,261

４．自立支援医療（精神通院）受給者数

自立支援医療（精神通院）受給者数は、年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度では 1,157 人となっています。

（単位：人）

印西市	自立支援医療（精神通院）受給者
2017 年度	987
2018 年度	1,052
2019 年度	1,157

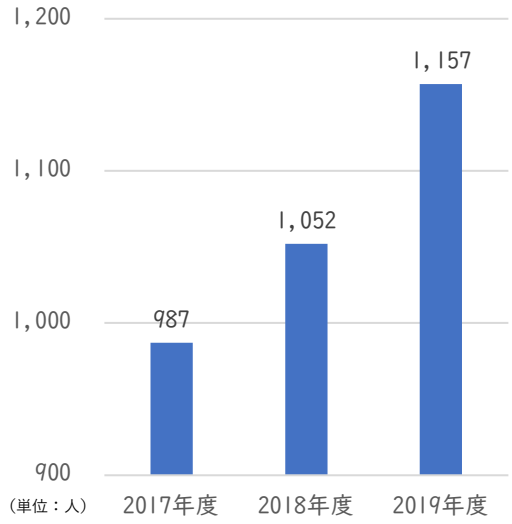

自立支援医療制度は、指定医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の１割が自己負担になる制度です。

精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

５．障害支援区分の認定者数

総数は年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度は 331 人となっています。また 2019（令和元）年度時点における区分ごとの人数で見ると、区分６が 86 人と最も多く、次いで区分２が 77 人、区分５が 66 人となっています。

（単位：人）

印西市	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
2017 年度	289	6	59	49	47	53	75
2018 年度	320	5	78	52	48	61	76
2019 年度	331	6	77	49	47	66	86

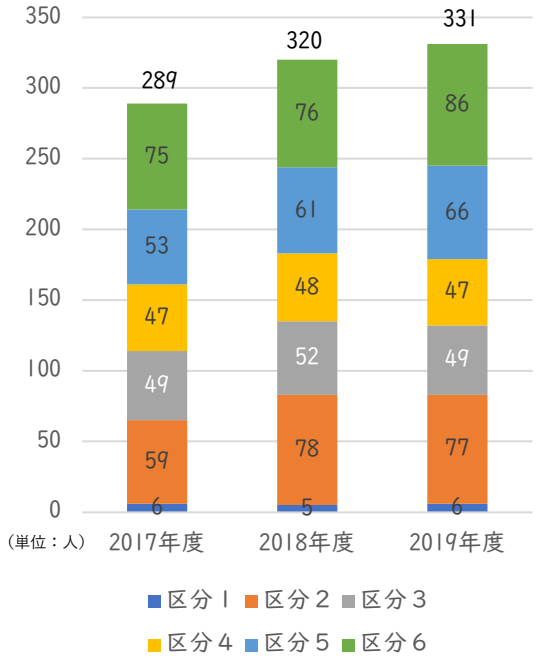

障害支援区分は、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す６段階の区分（区分１～６：区分６の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。

第２節　アンケート調査結果からみる現状

１．調査概要

①　調査目的

福祉施策のより一層の充実を図ることを目的に、本計画策定にあたり、障がい福祉に関する日ごろの実感や実態を分析・把握するため、アンケート調査を実施しました。

②　調査設計

調査地域：千葉県印西市内

調査対象者：

- 印西市在住の 18 歳以上の手帳所持者 2,886 人
- 印西市在住の 18 歳未満の手帳所持者 254 人
- 印西市在住の 18 歳以上の非手帳所持者のうち無作為抽出をした市民 2,049 人

（いずれも 2020（令和２）年２月１日現在、住民基本台帳に記載のある方）

調査期間：2020（令和２）年３月 18 日（水）～３月 31 日（火）（全 14 日間）

調査方法：調査票による本人記入方式（本人の記入が困難な場合代筆可）
郵送配布・郵送回収による調査方法

③　回収結果

対象者	調査対象者数（配付数）	有効回収数	有効回収率
18 歳以上の手帳所持者	2,886 人	1,316 人	45.6%
18 歳未満の手帳所持者	254 人	102 人	40.2%
18 歳以上の非手帳所持者	2,049 人	760 人	37.1%

④　調査結果の見方

・図表中の「N（number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

・図表中の「SA（single answer)」は単数回答、「MA（multi answer)」は複数回答をそれぞれ表しています。

２．調査結果の概要

アンケート調査結果のうち、「18 歳以上の手帳所持者」及び「18 歳以上の非手帳所持者」における共通設問の一部を取りまとめました。

①　「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を知っていますか。（SA）

18 歳以上の手帳所持者と 18 歳以上の非手帳所持者の回答を比較すると、「聞いたことがあり、内容も知っている」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 9.0 ポイント高く、「聞いたことはあるが、内容は知らない」では、18 歳以上の非手帳所持者の方が 7.8 ポイント高く、「聞いたこともなく、内容も知らない」では、18 歳以上の非手帳所持者の方が 5.1 ポイント高くなっています。

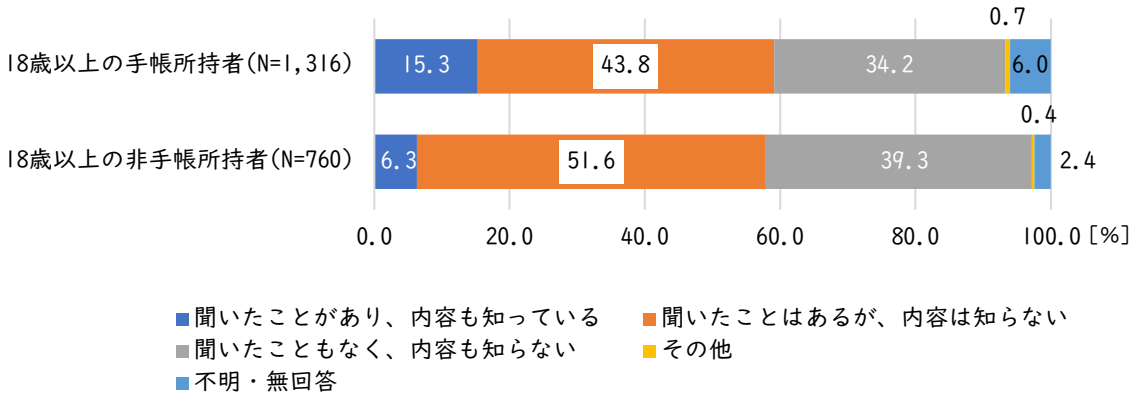

②　本市で策定している「印西市障害者基本計画」及び「印西市障害福祉計画」を知っていますか。（SA）

18 歳以上の手帳所持者と 18 歳以上の非手帳所持者の回答を比較すると、「聞いたことがあり、内容も知っている」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 2.5 ポイント高く、「聞いたことはあるが、内容は知らない」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 7.7 ポイント高く、「聞いたこともなく、内容も知らない」では、18 歳以上の非手帳所持者の方が 15.0 ポイント高くなっています。

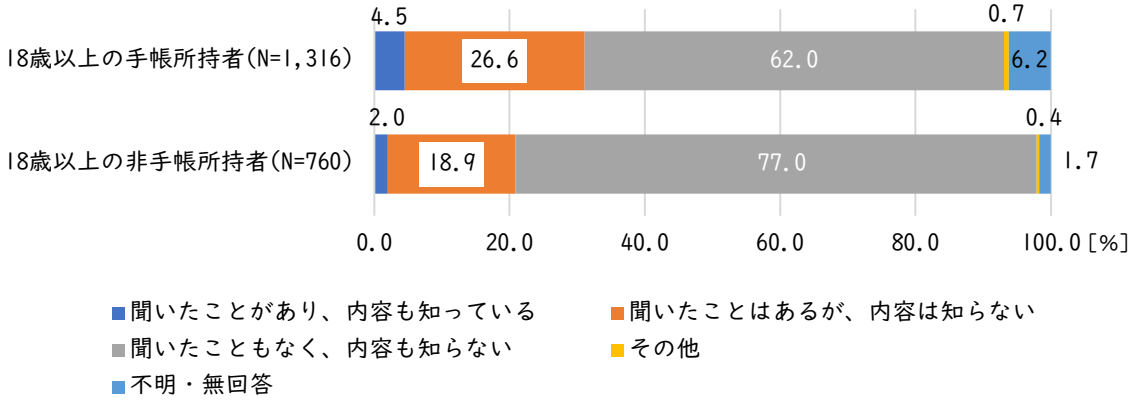

③　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を知っていますか。(SA)

18 歳以上の手帳所持者と 18 歳以上の非手帳所持者の回答を比較すると、「聞いたことがあり、内容も知っている」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 8.0 ポイント高く、「聞いたことはあるが、内容は知らない」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 8.9 ポイント高く、「聞いたこともなく、内容も知らない」では、18 歳以上の非手帳所持者の方が 21.5 ポイント高くなっています。

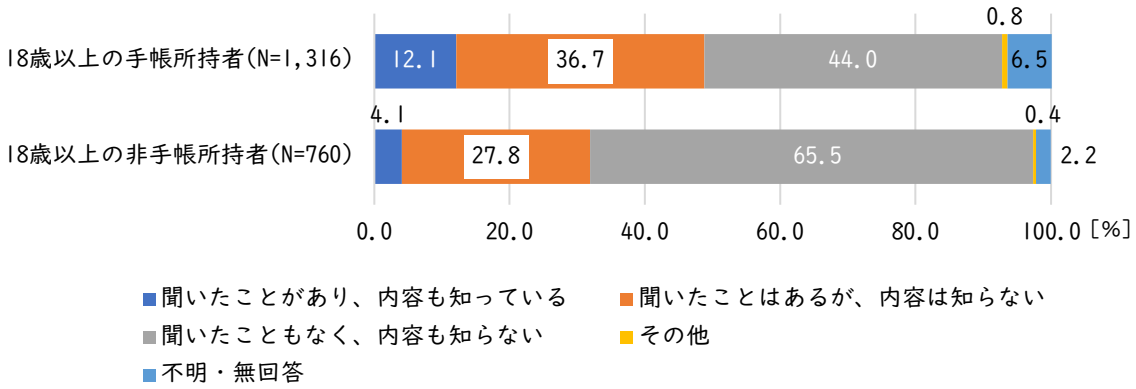

④　印西市は、障がいのある人にとって暮らしやすいと思いますか。(SA)

18 歳以上の手帳所持者と 18 歳以上の非手帳所持者の回答を比較すると、「とても暮らしやすいと思う」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 14.5 ポイント高く、「どちらかといえば暮らしやすいと思う」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 24.1 ポイント高く、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 1.1 ポイント高く、「暮らしにくいと思う」では 18 歳以上の非手帳所持者の方が 0.2 ポイント高く、「わからない」では 18 歳以上の非手帳所持者の方が 42.4 ポイント高くなっています。

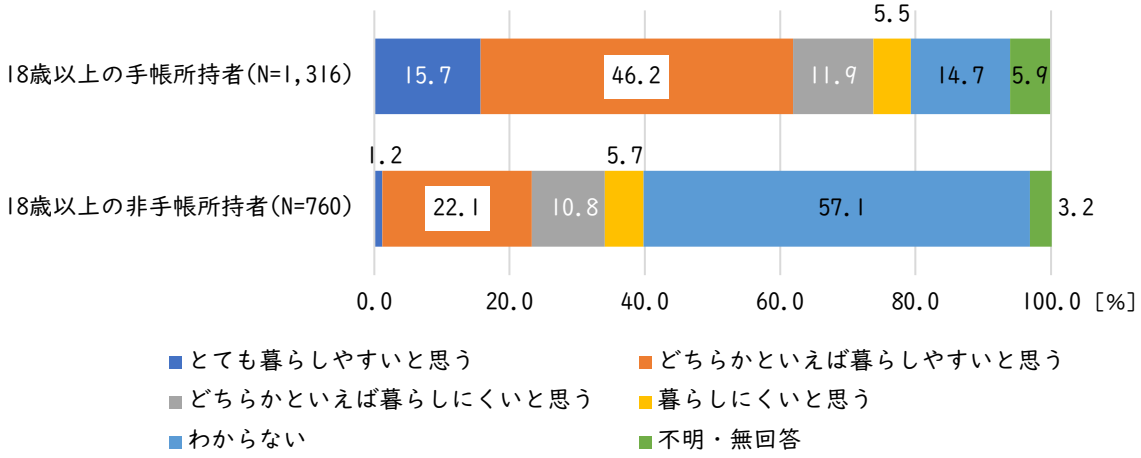

「とても暮らしやすいと思う」「どちらかといえば暮らしやすいと思う」を回答した人のみ

④－１　どういったところが暮らしやすいと思いますか。(MA)

18 歳以上の手帳所持者では、「買物や外での食事が便利」が 47.1%と最も高く、次いで、「福祉施設・医療機関が利用しやすい」が 26.5%、「公共施設が利用しやすい」が 23.8%となっています。

18 歳以上の非手帳所持者では、「段差がない、または道幅が広い」が 59.9%と最も高く、次いで、「公共施設が利用しやすい」が 40.1%、「買物や外での食事が便利」が 36.2%となっています。

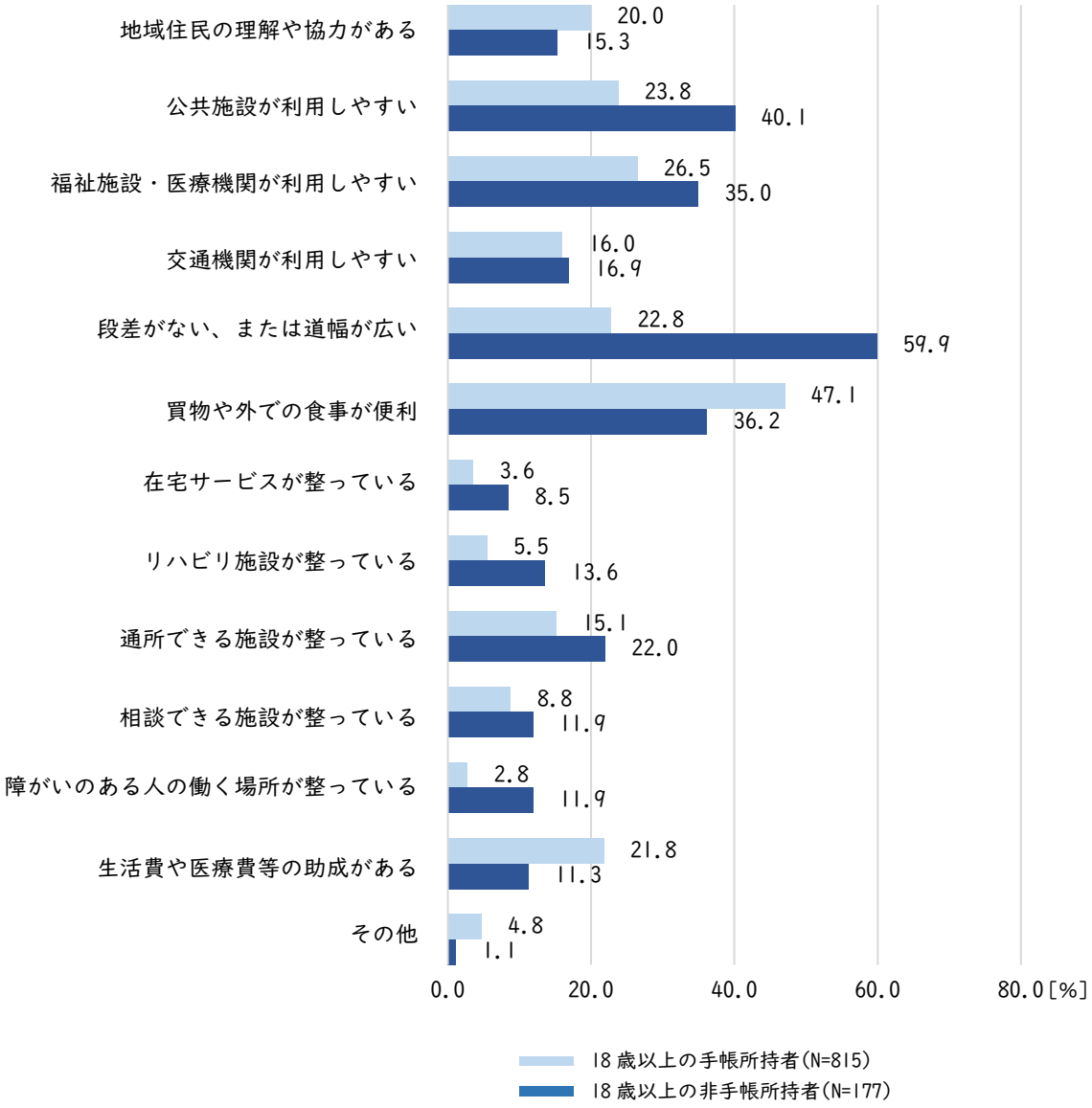

「どちらかといえば暮らしにくいと思う」「暮らしにくいと思う」を回答した人のみ

④－２　どういったところが暮らしにくいと思いますか。(MA)

18 歳以上の手帳所持者では、「交通機関が利用しにくい」が 69.0%と最も高く、次いで、「買物や外での食事が不便」が 41.0%、「障がいのある人の働く場所が少ない」が 37.1%となっています。

18 歳以上の非手帳所持者では、「交通機関が利用しにくい」が 75.2%と最も高く、次いで、「公共施設が利用しにくい」が 42.4%、「段差がある、または道幅が狭い」が 41.6%となっています。

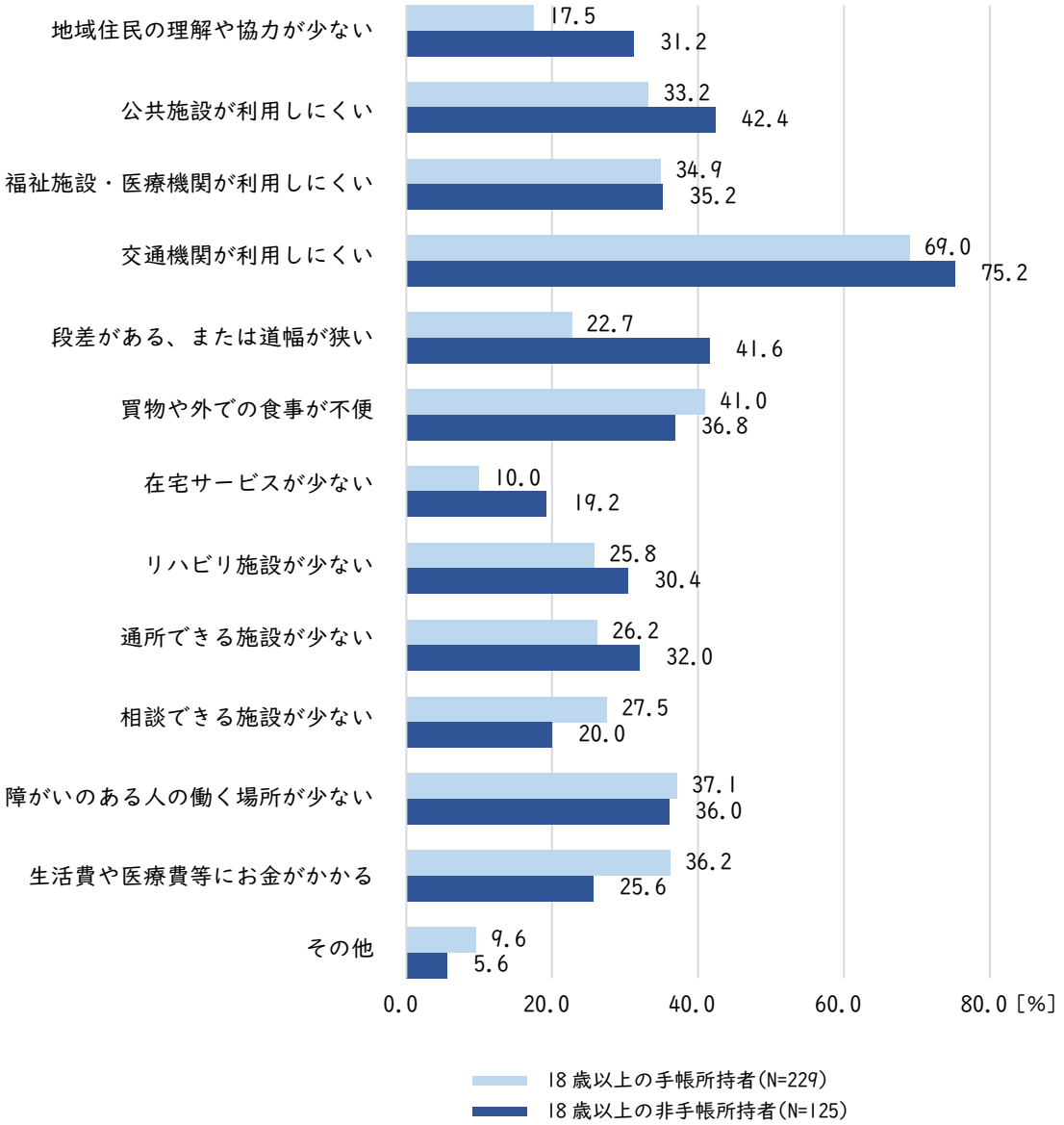

⑤　５～10 年前と比べて、福祉・教育・雇用・まちづくり等、障がいのある人に対する行政の取り組みは改善されていると思いますか。(SA)

18 歳以上の手帳所持者と 18 歳以上の非手帳所持者の回答を比較すると、「かなり改善されている」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 4.9 ポイント高く、「少しずつ改善されていると思う」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 7.4 ポイント高く、「あまり改善されていない」では、18 歳以上の手帳所持者の方が 5.8 ポイント高く、「改善されていない」では 18 歳以上の手帳所持者の方が 4.3 ポイント高く、「わからない」では 18 歳以上の非手帳所持者の方が 24.8 ポイント高くなっています。

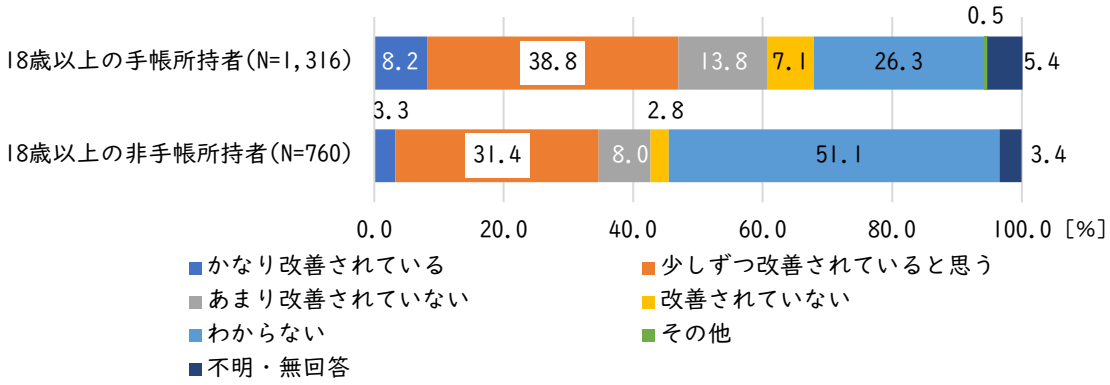

第３節　調査結果から見える課題

アンケートの調査結果から見える本市障がい福祉施策における課題を取りまとめました。（※各施策のページ数は目次参照）

①	障がいに対する理解の促進	各論Ⅰ　基本目標１・施策１／各論Ⅱ　第４章
②	相談支援体制の充実	各論Ⅰ　基本目標１・施策３／各論Ⅱ　第１章・第６節
③	情報の入手・集約・提供方法	各論Ⅰ　基本目標１・施策２
④	日中活動の場の確保	各論Ⅰ　基本目標２・施策２、基本目標４・施策１ 各論Ⅱ　第３章、第４章
⑤	住まいの場の確保	各論Ⅰ　基本目標５・施策１ 各論Ⅱ　第１章・第１節／第２章
⑥	人材の育成及び確保	各論Ⅰ　基本目標１・施策４／各論Ⅱ　第４章
⑦	医療的ニーズへの対応	各論Ⅰ　基本目標２・施策１、基本目標４・施策１ 各論Ⅱ　第１章・第５節
⑧	就労のための支援の充実	各論Ⅰ　基本目標３・施策１／各論Ⅱ　第１章・第４節
⑨	地域で暮らすための支援	各論Ⅰ　基本目標２・施策２ 各論Ⅱ　第１章・第１～３節
⑩	移動手段の充実	各論Ⅰ　基本目標５・施策１／各論Ⅱ　第４章
⑪	バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実	各論Ⅰ　基本目標５・施策１
⑫	生活費や医療費等の負担軽減	各論Ⅰ　基本目標２・施策１、２

第３章　基本理念及び施策の展開

第１節　計画の基本理念

印西市障がい者プラン（印西市第４次障害者基本計画・印西市第６期障害福祉計画）における基本理念は、「障害者の権利に関する条約」における目的及び「障害者基本法」における基本的理念を踏まえたこれまでの理念を踏襲し、次のように設定します。

《　基本理念　》

① **障がいのある人が地域でともに生きるしくみの構築**
障がいの有無・種別・程度に関係なく、すべての人々を受け入れ包みこむことができる基盤が整った地域社会を目指します。

② **障がいのある人の心豊かで安定した日常生活の支援**
障がいのある人が心豊かに安定した生活が送れるよう、日常生活を支援するとともに、一人ひとりのニーズと障がい特性に応じられるよう福祉サービスの量・質の充実を図ります。

③ **障がいのある人の社会参加や自己実現の促進**
障がいがあることにより支援を必要としている方が、自立して、生きがいを持って暮らしていけるよう支援します。

将来像

地域社会で支えあい
誰もが自分らしく　安心して暮らせるまち

第２節　基本目標及び重点施策

１．障がい福祉施策を進めていく上での視点

①　ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

第３次計画と同様に、すべての人が障がいの有無に関わらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摂され、居場所がある社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障がい者施策を推進していきます。

②　地域共生社会の実現

国は、2017（平成 29）年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、そのなかで制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことを目指すものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進めていきます。

③　「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年の 15 年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障がい福祉に関する目標としては「不平等」（差別解消）や「教育」（インクルーシブ教育）、「経済成長と雇用」（障がい者の雇用）等が挙げられています。印西市障がい者プランにおいても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、「１　貧困をなくそう」「３　すべての人に健康と福祉を」「４　質の高い教育をみんなに」「８　働きがいも経済成長も」「10　人や国の不平等をなくそう」「11　住み続けられるまちづくりを」の６つを掲げ、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。

２．基本目標

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、「印西市第３次障害者基本計画・印西市第５期障害福祉計画」の目標を継承しつつ、本市の現状を踏まえ、分野別に以下の５つの基本目標を掲げます。

なお、障害福祉計画に該当する内容については、「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」「障害児福祉サービス」等の事業量の見込みとして別途掲載します。

基本目標１　障がいのある人に対する支援体制の整備

施策の方向性

障害者差別解消法の施行に伴い、「障がい」や「障がいのある人」への偏見や差別が法的に禁止されました。障がいのある人の地域生活への移行や社会参加の促進がより一層求められることから、市民や事業者をはじめ、当事者を含めた対象に向けた意識啓発、周知を行います。

また、障がい福祉教育を推進することで「福祉」意識の醸成を促進し、地域共生社会の実現を目指して取り組みを進めます。

さらに、福祉人材の育成を支援し、地域福祉を推進します。

基本目標２　障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

施策の方向性

障がいの予防・早期発見、障がいのある人の健康維持を図るため、地域における保健・医療体制と各種保健事業の充実に努めます。

また、地域生活の移行やニーズの高まりを受け、生活・居住基盤の整備に計画的に取り組み、住み慣れた地域での「暮らし」の支援、自立化の促進を図ります。

さらに、権利擁護を推進し、障がいによる差別のない地域社会を目指した包括的な支援体制の構築に努めます。

基本目標３　障がいのある人の就労及び地域活動の支援

施策の方向性

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくり、定着・継続のための相談等生活支援を行います。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通した障がいのある人の社会参加を促進します。

基本目標４　障がいのある子どもの成長支援

施策の方向性

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障害児福祉計画を策定（本計画に位置づけ）し、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携を図り、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。

また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実し、障がいのある子どもの成長を支援します。

基本目標５　障がいのある人にとって安全・安心のまちづくり

施策の方向性

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設におけるバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

そのなかで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム、真に必要な入所施設等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害から障がいのある人を守る地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

３．重点施策

策定にあたっては、以下の事項について重点的に施策を展開し、地域共生社会の実現に向けて、引き続き質の高い障害福祉サービスの提供に努めます。

重点施策１　地域における生活の維持及び継続の推進

施策の方向性

本市では、相談支援体制の中核的機能を果たすため、基幹相談支援センターの運用を開始し生活支援体制の充実を図っています。基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所間の連携及び情報の共有を図り、支援体制の強化に努めます。

また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点の充実を図ります。

その他、日中活動の場（生活介護等）や、自立した生活を目指す場（グループホーム）を提供するために、施設整備を支援していきます。

■ 基幹相談支援センターとは？

○ 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行う施設。

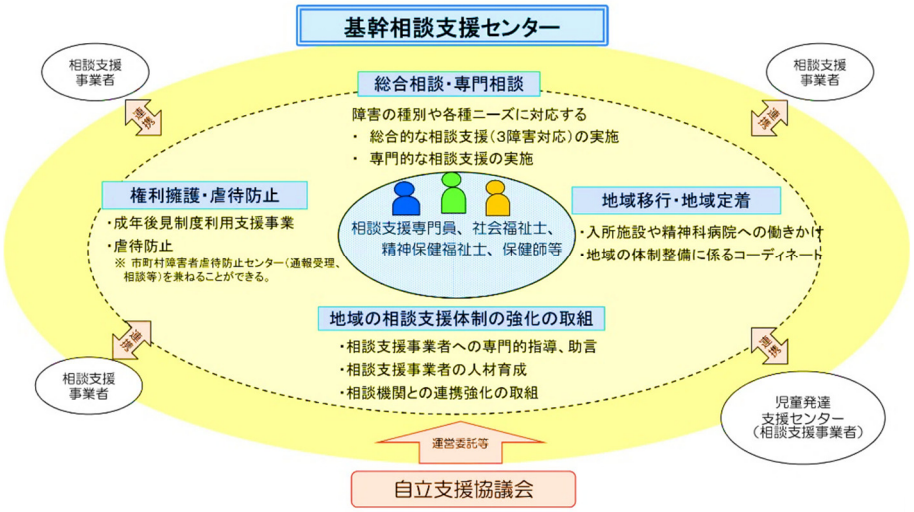

出典：厚生労働省資料（一部修正）

重点施策２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

施策の方向性

地域共生社会の理念のもと、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、自立支援協議会を中心として関係機関と重層的に連携し、医療、障がい福祉、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とは？

○ 精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○ 精神障がいにも対応したこのような地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

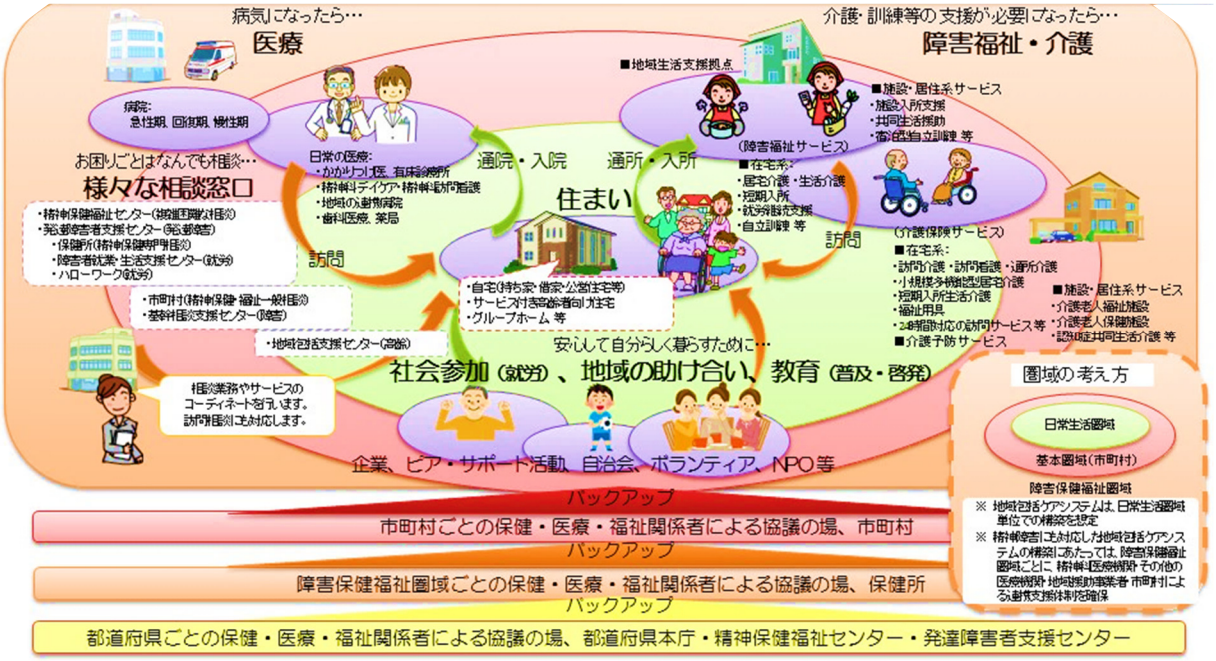

出典：厚生労働省資料（一部修正）

重点施策３　就労定着に向けた支援

施策の方向性

障がいのある人が就労移行支援等を利用し一般就労に移行する事例が増加しているため、安心して就労を継続していけるよう就労定着支援のサービス実施体制の確保を図ります。

また、自立支援協議会を中心として、障がいのある人が就労する上での認識や理解を広めるための啓発活動や、関係機関での就労支援における事例検討を行うことで、障がいのある人の就労に伴う生活面の課題の把握に努め、適切な支援を実施します。

重点施策４　障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築

施策の方向性

法改正に伴い、市町村及び都道府県に対し「障害児福祉計画」の作成が義務付けられたことから、本市においても、児童発達支援センターを整備するとともに地域支援体制を構築し、計画的なサービスの実施を図ります。

また、医療的ケア児への支援体制を強化するため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連機関の連携を図る協議の場を設置するとともに、医療的ケア児に対する総合的かつ包括的な支援を調整するためのコーディネーターの活用について検討します。

重点施策５　権利擁護の推進

施策の方向性

「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する差別や虐待に関する広報活動や啓発活動等を通じて、その解消や防止に努めます。

また、「成年後見制度利用促進法」の趣旨に基づき、障がいのある人の権利が保障され、安心して生活できるよう、司法関係等の専門職を含めた地域連携ネットワーク体制を整備し、権利擁護の推進を図ります。

重点施策６　緊急時支援体制の充実

施策の方向性

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、大規模災害の発生時等においても、速やかな情報提供や避難誘導等が行えるよう、避難行動要支援者の把握に努めます。

また、一般の避難所での生活が困難な人に対する支援として、大規模災害発生時に必要に応じて避難の受け入れを可能とするため、障害者福祉施設と協定締結の拡充を図ります。

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第３節　施策の体系

障がいのある人の暮らしの要素を施策の柱として、施策展開の考え方と施策の体系を示すと、以下の通りです。

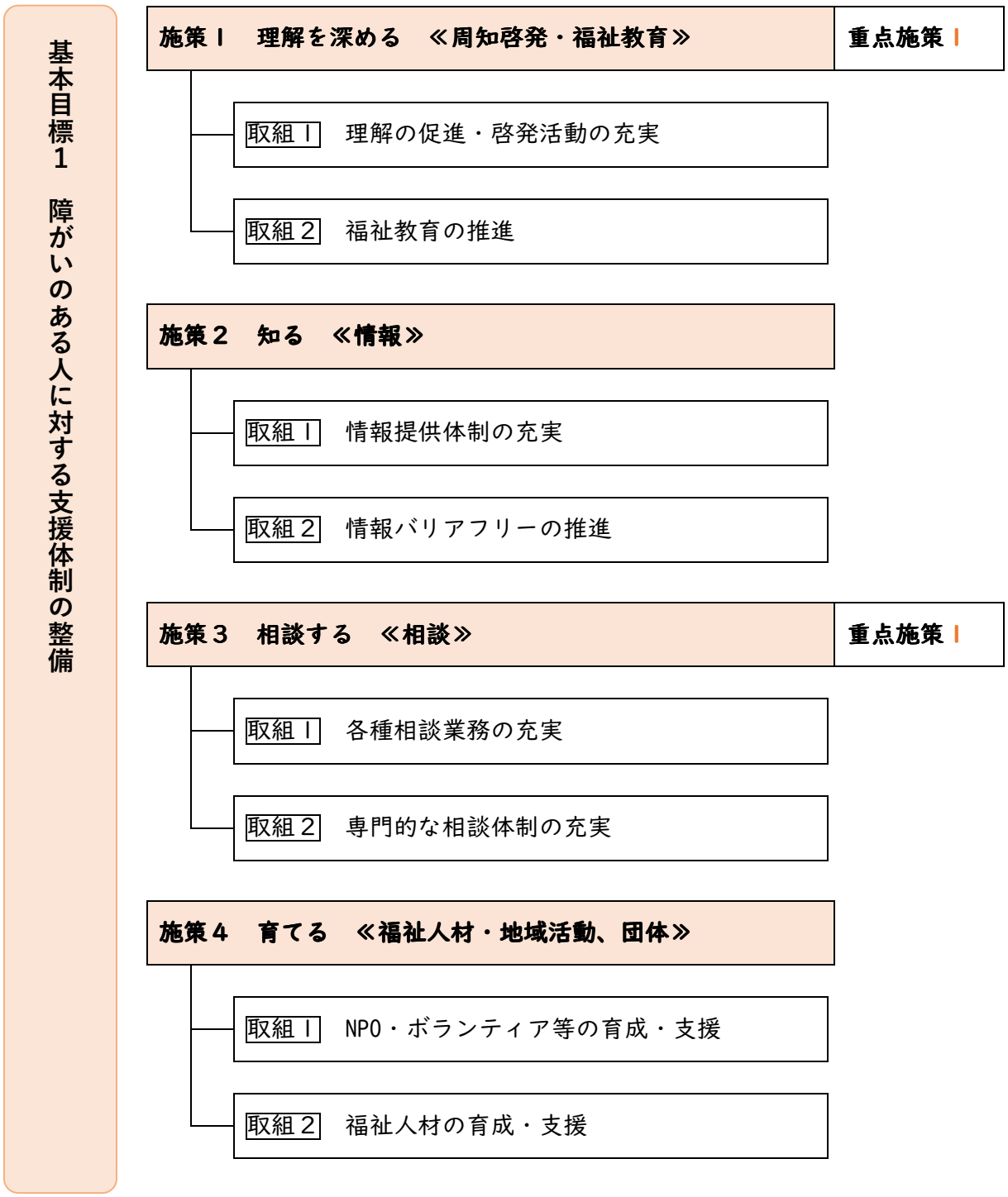

基本目標２　障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

施策１　すこやかに生きる　≪保健・医療≫　重点施策１・２

- 取組１　障がいの予防、早期発見と治療
- 取組２　医療供給体制の充実
- 取組３　医療費の助成制度の周知

施策２　生活する・利用する　≪権利擁護・生活支援≫　重点施策５

- 取組１　権利擁護体制の強化
- 取組２　日常生活を支える福祉サービスの充実
- 取組３　障がいのある人に対する経済的支援の推進

基本目標３　障がいのある人の就労及び地域活動の支援

施策１　働く　≪就労≫　重点施策３

- 取組１　障がいのある人の雇用促進

施策２　ふれあう・楽しむ　≪社会参加・地域活動≫

- 取組１　生涯学習・スポーツ活動等の推進
- 取組２　障害者団体等の活動支援

基本目標４　障がいのある子どもの成長支援

施策１　一貫した支援体制の整備　≪障がいのある子ども≫	重点施策４

- 取組１　相談体制の充実
- 取組２　療育体制の充実
- 取組３　学校教育期における支援の充実

基本目標５　障がいのある人にとって安全・安心のまちづくり

施策１　安心して暮らす　≪地域生活≫	重点施策１・２・６

- 取組１　多様な住まいの確保と地域で生活するための支援
- 取組２　障がいのある人の外出・移動支援
- 取組３　ユニバーサルデザインのまちづくり
- 取組４　災害等から障がいのある人を守る体制づくり

第４節　障害福祉計画の取り扱い

別途、障害福祉計画として定める事項は次の通りです。

（１）「成果目標」及び「活動指標」

成果目標は、国・県が定める数量目標に基づく内容を記載し、活動指標は、本市の福祉サービスに基づくサービス量と確保の方策を記載します。主な成果目標は次の通りとなります。

成果目標１　施設入所者の地域生活への移行
成果目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標３　地域生活支援拠点等の整備
成果目標４　福祉施設から一般就労への移行
成果目標５　障がい児支援の提供体制の整備等
成果目標６　相談支援体制の充実・強化等
成果目標７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（２）施策・事業の体系

施策体系としては、「障害福祉サービス」「障害児福祉サービス」「地域生活支援事業」等に分別され、福祉サービスの概要について整理します。

主に「活動指標」に該当するサービスで構成されます。

①　障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」等に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

②　障害児福祉サービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスとして、障害児通所支援等サービスを提供します。

③　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。本市で実施する事業メニューについては、今後のニーズに基づき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

各論Ⅰ　障害者基本計画

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

基本目標Ⅰ

障がいのある人に対する支援体制の整備

基本方針

障害者差別解消法の施行に伴い、「障がい」や「障がいのある人」への偏見や差別が法的に禁止されました。障がいのある人の地域生活への移行や社会参加の促進がより一層求められることから、市民や事業者をはじめ、当事者を含めた意識啓発、周知を行います。

また、障がい福祉教育を推進することで「福祉」意識の醸成を促進し、地域共生社会の実現を目指して取り組みを進め、さらに、福祉人材の育成を支援し、地域福祉の推進を促します。

施策Ⅰ　理解を深める　《周知啓発・福祉教育》　重点施策Ⅰ

施策の目標

■　広報・啓発活動を推進し、障がいや地域福祉に関わる市民の理解を促進します。
■　学校における福祉教育や各種講座の開催等を通して、児童・生徒をはじめ市民の福祉意識の醸成を図ります。

取組Ⅰ　理解の促進･啓発活動の充実

（1）　市民に対する障がい福祉への理解促進　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

啓発冊子の配布・活用や、障がいのある人の活動等の紹介を行っています。

また、障がいへの理解を深める講演会や精神障害理解促進講座、SST 講座「こころの整理術」の実施等を通じて、市民の障がい福祉への理解促進に努めています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、障がいの理解を深める講演会や講習会を実施し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会の実現を目指します。

(2)　社会福祉協議会の広報活動の充実　【社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

「ふくし印西」や社会福祉協議会のホームページを活用して地域福祉に関する情報を提供しています。「ふくし印西」は、新聞折込のほか、行政の出先機関窓口や福祉関係機関窓口に配付し、ホームページへの掲載も実施しています。また、視覚に障がいのある人に対して音訳したものを CD へ録音し配付しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、様々な世代の市民に対して、地域福祉に関する理解を促進できるように様々な媒体を活用して情報提供に努めます。

(3)　障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

2016（平成 28）年 4 月 1 日からスタートした障害者差別解消法について、法律を理解するための啓発活動、合理的配慮事例等の情報収集や情報提供、既存の相談の活用・充実及び関係機関の連携強化等を図り、差別を解消するための支援に向けた取り組みを進めていくことにより、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支えあう「共生社会」の実現に努めています。

職員対応要領「障がいのある人への対応ガイドブック」を作成し、職員と障害者団体への配付を行っているほか、市役所職員や一般市民、事業所等を対象に障害者差別解消法の合理的配慮についての研修会を行っています。

また、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐため、ホームページによる障害者虐待防止法の周知及び関係事業所を集めた研修会等を実施しています。

―　事業実施の方針　―

今後も、定期的かつ継続的に研修会等を開催することで、障がい者差別の解消や虐待防止についての周知、理解促進を図り、障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

(4)　人権擁護の推進　【市民活動推進課】

―　事業概要と現状　―

市民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員の活動を支援し、人権擁護に関する啓発等を実施しています。

―　事業実施の方針　―

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等様々な人権問題に対し、人権啓発や人権教室等を通して人権擁護の推進を図っていきます。

取組２　福祉教育の推進

（1）　小中学校における特別支援教育の推進　【指導課】

―　事業概要と現状　―

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進しています。

―　事業実施の方針　―

障がいのある児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、活用するとともに、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供を適切に行うよう努めます。

また、障がいのある幼児、児童生徒との交流、及び共同学習や高齢者の方々との交流の充実に努めます。同じ地域で生活する障がいのある児童生徒への理解を深めるため居住地校交流を推進します。

その他、社会科や総合的な学習の時間での福祉に関する学習の充実を図るほか、認知症サポーター講座やパラリンピック教室等外部講師を招いた学習にも取り組み、障がい者理解を促進します。

（2）　出前講座による福祉教育　【生涯学習課】

―　事業概要と現状　―

市民の健康・福祉への関心は極めて高いので、出前講座メニュー拡充のため関係課へ積極的に働きかけています。

―　事業実施の方針　―

障がいのある人への理解を深めるため、引き続き出前講座メニューとして、「障害者差別解消法理解促進講座～障がいのある人への接し方を学ぼう～」を開設するとともに、今後も関係課と協議しながら、障がいに関する講座メニューの拡充と周知に努めます。

施策２　知る　《情報》

施策の目標

■　既存の情報媒体の充実を図るとともに、障がいのある人の暮らしに関わる様々な情報や、暮らしに還元したり新たな知識を積み上げるもととするための幅広い情報を気軽に入手できる体制づくりを進めます。
■　どのような障がいがあっても的確に情報が伝達されるよう、意思疎通支援を推進します。

取組１　情報提供体制の充実

（1）　「広報いんざい」の情報内容の充実　【秘書広報課】

―　事業概要と現状　―

障がい福祉の情報源として、障がいのある人に関する制度や取り組み、相談会等の情報をわかりやすく表現する等、障がい福祉課と連携し「広報いんざい」の情報内容の充実を図っています。

―　事業実施の方針　―

障がい福祉の情報源として、担当課と連携しながら掲載情報の充実を図ります。

（2）　市ホームページの充実　【秘書広報課】

―　事業概要と現状　―

積極的な情報発信が行えるよう、職員に対しホームページ操作研修を実施し、掲載情報の充実に努めています。

―　事業実施の方針　―

継続的な情報発信が行えるよう、操作研修を定期的に実施し、各課等に積極的な情報発信をはたらきかけます。

(3)　福祉サービスに関わる情報提供の充実　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がい福祉のしおりを作成し、指定障害福祉サービス、地域生活支援事業、及び市単独で実施する福祉サービス等の内容や、利用にあたっての手続き等について、積極的に情報提供を行っています。

また、精神保健福祉に関する窓口、制度、精神疾患に対する対応・予防や近隣の障害福祉事業所を記載したパンフレット「メンタルヘルスガイドブック」の発行や、乳幼児期から大人になるまでの相談機関、利用できる事業所等をまとめた「いんざい子どもサポートガイド」を発行しています。

その他、福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページや窓口等で、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的に情報提供を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページ、窓口で積極的に情報提供を行います。

また、障がい福祉のしおり等において、QR コードを活用して、市ホームページ等の媒体から各種情報が得られるよう整備します。

(4)　情報共有体制の強化　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

市及び関係機関、市内サービス事業者等の連携により、相談情報やサービス情報の一元管理を進めるとともに、関係機関による情報の共有を図り、必要な情報がどこでも入手できる体制を整備しています。

市関係各課や基幹相談支援センター等と相談業務について情報を共有し、連携を図っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、関係機関や市内サービス事業所等と情報共有を進めるとともに、関係各課や基幹相談支援センター等と情報を共有し、相談事業においても連携を図ります。

（5）　障害者団体やサービス事業者等による情報発信の支援　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

行政からの情報だけでなく、障害者団体の活動内容や市内サービス事業者のサービス内容等、必要に応じて情報発信ができるよう支援しています。

障害者団体の活動状況について、必要に応じ、市ホームページや広報いんざい等で情報提供を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も必要に応じ、市ホームページや広報いんざい等で障害者団体の活動状況について情報提供を行います。

取組２　情報バリアフリーの推進

（1）　市ホームページによる情報伝達手段の工夫　【秘書広報課】

―　事業概要と現状　―

ふりがな機能、文字の拡大や音声読み上げにより、高齢者や視覚に障がいのある人に配慮した情報提供に努めています。

―　事業実施の方針　―

各課等からの情報発信は、ページの見やすさ、情報量、検索性等に配慮するようはたらきかけます。

（2）　市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり　【生涯学習課】

―　事業概要と現状　―

図書館では、拡大読書機の設置等、障がいのある人に配慮した備品の貸出や大活字本等の資料提供を行っています。また、障がいのある人に向けて、無料で資料の宅配や録音資料の郵送を行うとともに、窓口では筆談による対応や、館内で利用できる老眼鏡の貸し出しを行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、備品の貸出や資料の提供を行います。

今後はこれらに加え、非来館型サービスとして電子書籍による情報提供を行います。

重点施策Ⅰ

施策３　相談する　《相談》

施策の目標

■　障がいのある人一人ひとりのライフステージに応じた相談に対応できるよう、障がいのある人に対する各種相談事業の充実を図ります。
■　専門的な職員の配置や関係機関の連携を強化することにより、専門性の高い相談にも対応できるようにします。

取組Ⅰ　各種相談業務の充実

（1）　市の相談業務の充実　【障がい福祉課・社会福祉課】

―　事業概要と現状　―

市が実施している各種相談業務の充実を図るとともに、障がいのある人を含む市民への周知を図り、利用を促進します。

課内に精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を配置しています。

また、相談支援事業を基幹相談支援センターに委託し、24 時間いつでも相談対応できる体制を整備しています。

―　事業実施の方針　―

年々相談件数は増加しているため、今後もきめ細かな相談支援ができるよう、引き続き専門職の配置及び経験の豊富な民間事業所へ相談支援事業委託を実施します。

また、制度・分野を超えた包括的な福祉総合相談窓口の設置について検討し、相談業務の充実に向け環境を整えていきます。

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

取組２　専門的な相談体制の充実

（1）　相談機関の連携強化と情報の共有　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

関係機関（医療機関、地域包括支援センター、子ども発達センター、保健センター、教育委員会、社会福祉協議会、いんざいワーク・ライフサポートセンター、相談支援事業所等）が連携を図り、障がいのある人に対する情報を共有することにより、各種ケースに応じた相談を受け付けています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、個々のケースにより、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、必要な福祉サービスや対応を総合的にマネジメントできる体制を整備します。

（2）　市民相談の実施　【市民活動推進課】

―　事業概要と現状　―

日常生活における悩みや問題について、専門的な知識や経験を持つ相談員から、相談者が自ら解決するための助言及び他の相談機関の情報等を受ける機会を提供することを通じて市民生活の向上に資することを目的とし、市民相談を実施しています。

―　事業実施の方針　―

毎月定期的に、法律相談（弁護士）、市民生活相談（司法書士・税理士）、人権よろず相談（人権擁護委員）等を実施します。

また、車いす等の方でも利用しやすいよう、会場の確保に留意します。

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

施策４　育てる　《福祉人材・地域活動、団体》

施策の目標

■　地域に根ざした福祉活動の担い手となる NPO、ボランティア、市民活動団体の活動を支援します。
■　市及び関係機関の職員、ホームヘルパー等障がいのある人に直接サービスを提供する人材の育成と資質向上に努めます。

取組１　NPO・ボランティア等の育成・支援

（1）　ボランティア養成講座の開催　【社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

音訳ボランティア養成講座、生活支援サポーター養成講座、傾聴ボランティア養成講座、子ども夏休み体験講座等を開催し、様々なボランティアを養成しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、ボランティアニーズに応えるようなボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動の担い手であるボランティアを多世代にわたり発掘、育成します。

（2）　ボランティア情報の提供　【社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

ボランティアセンターでは、ボランティア連絡協議会を構成する個人ボランティア・ボランティア団体に対して、ボランティア情報の提供やボランティアの交流支援に努めています。

また、ボランティア活動の啓発を目的とした「いんざい福祉まつり」を開催しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、様々な世代の市民に対して、ボランティア活動を促進できるよう、多様な媒体を活用して情報提供に努めます。

(3)　ボランティア活動の支援　【社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

ボランティアセンターでは、ボランティア登録の際にボランティア保険の掛金の一部を負担しています。また、登録団体に対し、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金を財源にボランティアの活動助成を行っています。

個人ボランティア、団体で構成されるボランティア連絡協議会が実施する研修会、交流会等の活動に対し支援しています。

また、ボランティアの交流、活動の発表の場として「いんざい福祉まつり」を開催しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターの機能充実、ボランティア連絡協議会との連携、情報提供、情報共有、活動資金の助成を行います。

(4)　市民活動の支援と情報提供　【市民活動推進課】

―　事業概要と現状　―

市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、協働事業の推進や、「公益信託まちづくりファンド」による資金面の支援により、市民活動を支援しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、市民活動推進委員会の運営、「公益信託まちづくりファンド」を実施し、市民活動を支援します。

(5)　NPO 法人設立の支援　【市民活動推進課】

―　事業概要と現状　―

市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供することで、市内における NPO 法人の設立に対して積極的な支援・調整を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も引き続き、市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供し、市内における NPO 法人の設立に対して積極的な支援・調整を行います。

（6）　コミュニティセンターの利用促進　【市民活動推進課】

―　事業概要と現状　―

　コミュニティ醸成事業の実施及び広報紙の発行・配布等を行い、コミュニティセンターの利用促進を図っています。

―　事業実施の方針　―

　今後も引き続き、コミュニティセンターにおける事業を継続し、利用促進を図ります。

取組２　福祉人材の育成・支援

（1）　福祉人材の育成推進　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

　事業所や先進自治体等からの情報収集を行い、人材確保状況の現状把握に努めています。

　また、各事業所を対象とした研修会や手話通訳者の養成講座を実施し、福祉人材の育成・確保に努めています。

―　事業実施の方針　―

　引き続き、各種講座を実施するとともに、福祉人材の確保・定着に向けて、研修費用の補助等の調査や研究を行い、適切な福祉人材の育成・支援のあり方を検討します。

　また、関係機関と協力して障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組みます。

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

基本目標２

障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

基本方針

障がいの予防・早期発見、障がいのある人の健康維持を図るため、地域における保健・医療体制を充実するとともに、各種保健事業を充実します。

また、地域生活の移行の進展やニーズの高まりを受け、生活・居住基盤の整備に計画的に取り組み、住み慣れた地域での「暮らし」の支援、自立の促進を図ります。

さらに、権利擁護の推進を図り、障がいによる差別のない地域社会を目指した包括的な支援体制の構築に努めます。

施策１　すこやかに生きる　《保健・医療》

重点施策 １・２

施策の目標

■ 障がいの予防と早期発見を促進し、障がいの重度化や二次的障がいの発生を防止するため、引き続き各種保健事業を推進していきます。
■ 一人ひとりの障がいの状況に応じ、適切な医療が受けられるよう医療供給体制の一層の充実に努めていきます。
■ 障がいのある人や保護者・養育者の経済的な負担を軽減するため、福祉サービス利用における負担軽減措置を講じます。また、各種年金・手当等について周知を図り、制度に基づく給付を推進します。

取組１　障がいの予防、早期発見と治療

（1）　健康づくりの普及・啓発　【健康増進課】

― 事業概要と現状 ―

健康情報コーナー、広報いんざい等を活用し、障がいの予防等につながる健康づくりについての情報を発信しています。また、講座、講演会、イベント等を通じ、啓発を行っています。

― 事業実施の方針 ―

健康情報コーナーや保健センター事業のPR等を通じた健康づくりに関する知識の啓発、広報いんざいによる健康情報の提供、ちらしの配布等を行います。

（2）　健康教育の推進　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―

各種健(検)診時の集団健康教育、出前健康講座、依頼健康教育、健康講演会、生活習慣病予防教室等を通じて、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病を原因とした身体障がいや、心の健康を損ねることによる精神障がいの予防に努めています。

― 事業実施の方針 ―

今後も健康講演会、依頼による集団健康教育、出前講座、集団健(検)診時の健康教育、ヘルスアップ教室、各種健康教室等により生活習慣病予防等、健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。

（3）　健康づくり相談の充実　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―

健康全般に関する相談に対し、保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が助言及び指導を行い、市民の健康づくりや、障がいの予防、早期発見・早期治療を支援しています。

―　事業実施の方針　―

保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が健康全般に関する相談に対し、疾病予防や医療について適切な行動が取れるように助言を行い、市民の健康の保持増進を図ります。

（4）　健康診査事業　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―

疾病の予防及び早期発見を推進するため、健康診査及びがん検診を実施し、生活習慣病を原因とした身体障がいの予防に努めています。

―　事業実施の方針　―

健(検)診内容の充実を図りながら、今後も多くの方が受診できるよう努めます。

（5）　学校保健事業の推進　【指導課】

―　事業概要と現状　―

市内各学校を対象に、環境衛生検査や、健康に係る各種健(検)診及び保健指導を行っています。

―　事業実施の方針　―

定期健康診断により児童生徒及び学校職員の健康状態を把握します。また、保健指導の充実により健康の保持増進を図ります。

（6）　介護予防事業の推進　【高齢者福祉課・健康増進課】

―　事業概要と現状　―

高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態になっても有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業の充実を図っています。

いんざい健康ちょきん運動については、地域の実情を踏まえながら段階的な取り組みを行っており、事業の周知拡大及び実施グループ数の増加等の成果が得られています。

―　事業実施の方針　―

今後も継続して、いんざい健康ちょきん運動等において、食生活や歯科の健康についての指導を実施します。

また、住民が主体的に事業に取り組むため、関係各所との連携や、事業推進に対するマンパワー補充の目的を含めたインストラクター養成、活用等の体制整備に取り組みます。

取組２　医療供給体制の充実

（1）　医療施設の整備　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―

現在、市内には、救命救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院、入院施設を持つ印西総合病院、西佐倉印西病院の３病院が立地しています。

―　事業実施の方針　―

休日や夜間における救急医療をはじめ、多様な市民ニーズに対応できるよう、病院と診療所等の医療機関の連携体制を構築します。

（2）　かかりつけ医に関わる啓発の推進　【健康増進課・障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

乳児相談、幼児健診等の機会や市広報紙等を活用し、かかりつけ医を持つことについて啓発を行っています。また、医療機関等に障がいのある人の理解や配慮についての現状を伝え、かかりつけ医を持ちやすい体制を整えています。

―　事業実施の方針　―

相談・健(検)診の機会や、保健センターだより及び市の広報紙等を活用し、かかりつけ医を持つことについて、啓発を行います。

（3）　救急医療体制の整備　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―

救命救急センターを設置する三次救急医療機関をはじめとして、救急医療活動が一層円滑に遂行されるよう医師会・消防等関係機関との連携を図り、救急医療体制の充実に努めています。

―　事業実施の方針　―

地元医師会をはじめ、救命救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院や、二次救急の受け入れも行っている印西総合病院とも連携を図ります。

取組３　医療費の助成制度の周知

（1）　自立支援医療　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

① 通院医療費自己負担額の 90%を公費として負担し、精神に障がいのある人の医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として１割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて１か月の負担額に上限が設定されています。

② 更生医療費の給付は、身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人が、障がいの程度を軽減または障がいを取り除く治療や手術（保険診療内）をするために必要な場合に給付されます。自己負担は原則として１割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて１か月の負担額に上限が設定されています。

③ 育成医療の給付は、身体に障がいのある 18 歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる児童を対象に、医療費の一部を公費として負担することで医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として１割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて１か月の負担額に上限が設定されています。

―　事業実施の方針　―

国の法制度等に基づき、引き続き事業の実施及び制度の周知を行います。

（2）　重度心身障害者医療費助成　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

身体障害者手帳１・２級、療育手帳〇Ａから Ａの２、及び精神障害者保健福祉手帳１級等の手帳を所持している重度の心身障がいのある人の医療費負担の軽減を図るため、医療費から保険給付の額を控除した額についてその費用の全部または一部を助成しています。

2015（平成 27）年８月１日より、「現物給付方式（窓口精算）」となり、市が発行する受給券の提示と自己負担金の支払いのみで済むよう対象者の手続きの軽減を図っています。ただし、県外の医療機関を受診した場合、及び窓口で受給券を提示しなかった場合は「償還払い方式」となります。

―　事業実施の方針　―

今後も事業を継続し、重度の心身障がいのある人の医療費軽減を図ります。

重点施策５

施策２　生活する・利用する　《権利擁護・生活支援》

施策の目標

■　様々な権利関係が存在する社会において、障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう、権利擁護のための支援を充実します。
■　地域での障がいのある人の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスを提供します。また、安定したサービス提供を図るため、市内でサービスを展開しようとする事業者に対し支援を行います。
■　障がいのある人や保護者・養育者の経済的な負担を軽減するため、サービス利用における負担軽減措置を講じます。また、各種年金・手当等について周知を図り、制度に基づく給付を推進します。

取組１　権利擁護体制の強化

（1）　日常生活自立支援事業　【社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、金銭管理、財産保全、福祉サービス利用援助を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も利用者が増えていくと見込まれる中、地域で安心して生活するために、事業の周知、相談体制の充実、生活支援員の拡充に努めます。

（2）　千葉県障害者差別禁止条例の周知　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

千葉県が制定した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の市民への周知を図るとともに、県と歩調を合わせながら、障がいのある人に対する差別の防止に努めています。

―　事業実施の方針　―

誰もが平等で暮らしやすいまちを目指し、差別の解消に努めます。

（3）　印西市障害者虐待防止センターの周知　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

本市では、2013（平成 25）年度に障害者虐待防止センターを設置し、翌年には、「いんば障害者相談センター」に委託し 24 時間対応の相談体制を整備しています。

―　事業実施の方針　―

虐待防止のため相談しやすい場所としてより広く住民に周知し、引き続き相談事業を実施します。

（4）　成年後見制度利用促進体制の強化　【社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

成年後見制度の利用を促進するため、必要な制度の周知、及び専門的な助言等を行うことができる中核機関の整備を進めます。

―　事業実施の方針　―

関係各課と社会福祉協議会が連携し、中核機関の機能を段階的に構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制づくりに努めます。

取組２　日常生活を支える福祉サービスの充実

（1）　事業者への支援　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

市内で、新たに障害福祉サービスを提供しようとする社会福祉法人・NPO 法人等に対し、施設の整備や受け入れ体制に関わる補助（一部）を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等に対し施設整備に関わる補助を行います。また、引き続きグループホームの運営に係る費用や最重度の強度行動障がいのある人を受け入れ支援する事業者に対し、補助金の交付を行います。

また、感染症拡大による事業継続が困難とならないよう、情報共有体制の整備、事業者へ配布する感染症拡大防止のための備品等の備蓄について検討していきます。

（2）　住民参加型在宅福祉サービス　【社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、有償ボランティアによる１時間程度の継続的な家事援助等の「ゆうゆうサービス」や、ちょっとした困りごとを解消する「ワンコインサービス」を提供しています。

―　事業実施の方針　―

サービスについて広く住民に周知し、利用者のニーズに応えられるよう、担い手となるボランティアの拡充に努めていきます。

(3) 指定障害福祉サービス等の推進 【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス等の支給を行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する事項を踏まえ、必要なサービスの支給が行えるよう各事業の推進を図ります。

(4) 地域生活支援事業の推進 【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある人が自立した日常・社会生活を営むことができるように、移動支援や地域活動支援センター等の必須事業及び日中一時支援や訪問入浴等の任意事業を行っています。

―　事業実施の方針　―

地域の実情に応じた効率的・効果的なサービスの提供が行えるよう各事業の推進を図ります。

(5) 生活を支援するための用具の給付 【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある人が生活を送る上で、その障がいの特性に応じて必要な用具の購入等のための助成を行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、障がいの特性上必要となる補装具（失われた身体機能を補完・代替するための装具）及び日常生活用具（日常生活を容易にするための用具）の購入等に係る助成を行います。

(6)　緊急通報装置の設置 【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

身体障害者手帳の 1、2 級の交付を受け、かつ在宅で一人暮らしをしている方に対し、緊急時の連絡のための通報装置を設置しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、障がいのある人の不安解消のため、事業を実施します。

（7）　配食サービスの推進　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある人のみの世帯、または障がいのある人を含む世帯、障がいのある人を除く世帯員が要援護高齢者で構成される世帯に対し、栄養バランスのとれた食事（夕食に限る）を提供するサービスを行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、利用者の食生活を実際に把握している事業者と連携し、利用者のニーズに応えるサービスを提供します。

取組３　障がいのある人に対する経済的支援の推進

（1）　障害福祉サービスの利用者負担及び負担軽減措置　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

① 利用者負担の月額上限の設定（介護給付事業、訓練等給付事業）
障がいのある人の属する世帯の収入等に応じて、4 区分（生活保護、低所得、一般 1、一般 2）の月額負担額の上限が設定されています。

② 高額障害福祉サービス費の負担軽減
同世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合等、合算した額が月額負担額の上限を超えた際に、高額障害福祉サービス費を支給します。
また、障害福祉サービスを利用している方が 65 歳を迎えスムーズに介護保険サービスに移行ができるよう、一定の要件を満たす場合に介護保険サービスの利用者負担（一部）に対する高額障害福祉サービス費を支給します。

③ 入所施設利用者への補足給付
本人または保護者（利用者本人が 20 歳未満の場合）の所得階層により、食費や光熱水費の一部が減免されます。

④ 通所施設等の食費負担の軽減
通所施設、ショートステイ、児童発達支援、医療型児童発達支援等の利用者の所得階層により、食費の人件費相当分が公費負担となります。

⑤ グループホーム入居者への家賃助成
グループホームに入居する非課税世帯に属する人に対し、家賃の一部を助成します。

⑥ 施設への通所にかかる交通費助成
施設通所にかかる交通費の一部を助成します。

―　事業実施の方針　―

今後も応能負担を原則に、支給要領に沿って利用者負担軽減措置を実施します。

（2）　低所得者の利用者負担軽減対策事業　【高齢者福祉課】

―　事業概要と現状　―

ホームヘルプサービスを利用していた障がいのある人が介護保険の対象となり訪問介護サービスを利用することとなった場合、低所得者に対する利用負担の軽減を図ります。

―　事業実施の方針　―

担当課間での対象者の情報共有を図り、今後も制度の周知を図っていきます。申請に基づき対象者であるかを確認、決定し認定証を交付します。また、事業者等へ認定証を提示し、認定証に記載された内容に基づき利用料の軽減を行います。

（3）　各種福祉手当　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

①　特別障害者手当

在宅で生活している著しい重度の心身障がいのある人で、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に対し、手当を支給します。

②　障害児福祉手当

在宅で生活している重度の障がいのある人（児）で、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の方に対し、手当を支給します。

③　ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当

在宅でねたきりとなっている身体に障がいのある人及び重度の知的障がいのある人、またはその人を介護している方に手当を支給します。

④　特別児童扶養手当

中度以上の身体・知的・精神に障がいのある 20 歳未満の児童を扶養する父母または養育者に手当を支給します。

⑤　心身障害者扶養年金

心身の障がいにより独立して自活することが困難な方を扶養している方が毎月一定額の掛金を納めることにより、扶養者に万一のことがあった場合、後に残された心身に障がいのある人に一定額の年金を給付します。

⑥　特定疾患見舞金

千葉県が発行している特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療券受給者証又は先天性血液凝固因子障害等受給者証を所持し治療を受けている方、またはその保護者に対し、特定疾患見舞金を支給します。

―　事業実施の方針　―

引き続き、対象者に手当等を支給し、負担の軽減を図ります。

（4）　租税公課等の減免　【市民税課】

―　事業概要と現状　―

①　税の控除（特別障害者控除、障害者控除）
本人または同一生計配偶者、もしくは扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する場合、所得税及び市・県民税が減額となる場合があります。
また、前年の合計所得金額が 135 万以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）であった人は市・県民税はかかりません。

②　軽自動車税の減免
本人または生計をともにする方が軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には 1 台分の軽自動車税が減免されます。

―　事業実施の方針　―

①　特別障害者控除額、障害者控除額を市・県民税の算定において所得から差し引きます。

②　軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合は軽自動車税の減免を実施します。

（5）　その他　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

①　自動車税の減免【千葉県自動車税事務所】
障がいのある人または生計をともにする方が自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には 1 台分の自動車税が減免されます。

②　運賃等の割引【各交通事業者】
各種障害者手帳の所持者は、鉄道運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引が受けられる場合があります。
自動車税の減免や運賃等の割引等各種手帳所持者の方が利用できる制度について、広報いんざい、市ホームページ、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的な情報提供を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も各種手帳所持者が利用できる制度について積極的な情報提供を行います。

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

基本目標３

障がいのある人の就労及び地域活動の支援

基本方針

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進することを目的に、就労の機会づくり、定着・継続のための相談等生活支援を行います。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通した障がいのある人の社会参加を促進します。

重点施策３

施策１　働く　《就労》

施策の目標

■　障がいのある人の就労を促進するため、関係機関との連携を強化するとともに、企業に障がいのある人の雇用を働きかけていきます

取組１　障がいのある人の雇用促進

（1）　障害者就労支援相談員の設置　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

専任の就労支援相談員を配置して、就労を希望する障がいのある人の個別ニーズを把握し、就業率の向上に努めています。

就労支援相談員は、個別相談、会社や就労施設への同行のほか、就労可能な障がいのある人にはハローワーク成田を中心に求人情報の提供や定着支援、企業開拓支援等、幅広い活動により就労につなげています。

―　事業実施の方針　―

ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、専属の障害者就労支援相談員を置き、引き続きサポートを必要とする就労希望者の個別のニーズを把握し、就業率の向上に努めます。

また、障がいのある人の職業的自立を支援するため、就労に関する相談や必要な情報の提供、企業や公共機関等に雇用促進の働きかけを行い、就労活動の支援をします。

(2)　障がい者雇用の促進　【人事課】

―　事業概要と現状　―

本市では、障がいのある人の雇用を促進し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率の達成に努めています。

また、障がいのある人の活躍を持続的に推進するため、その活躍の場を拡大する取り組みを不断に実施する等、自律的な PDCA サイクルを確立できるよう「障害者活躍推進計画」を策定しています。

―　事業実施の方針　―

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業者として障がいのある人の適正な雇用の確保に努めます。

また、障がいのある人の特性や個性に応じての能力を発揮できることを目指すため、「障害者活躍推進計画」のもと、職員全員が働きやすい職場となるよう取り組みます。

(3)　優先調達の推進　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

市の関係各所に障害者就労支援施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めています。

―　事業実施の方針　―

市の障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針の内容を調達実績とともに公表します。

(4)　就労に関するイベント　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある人の就労を支援するため、求職者と求人企業を結ぶ企業説明会を開催しています。また、障がいのある人のよりよい生活や就労を促進するため、就労に関する講演会や販売会を開催しています。

―　事業実施の方針　―

障がいのある人の就労を支援するため、印西市地域自立支援協議会就労部会において年度ごとに策定する事業計画に基づき、就労に関するイベントを開催します。

施策２　ふれあう・楽しむ　《社会参加・地域活動》

施策の目標

■　障がいのある人自らが参加することにより、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ活動等の機会を提供します。
■　市内の障害者団体に対し、その活動支援を行います。

取組１　生涯学習・スポーツ活動等の推進

（1）　精神障害者デイケアクラブ　【障がい福祉課】

― 事業概要と現状 ―

精神に障がいのある人を対象に週１回デイケアクラブを開催し、社会参加を促す機会づくりをしています。

― 事業実施の方針 ―

精神に障がいのある人が住み慣れた地域でより充実した日常生活を送り、社会参加の促進の一つとして気軽なひとときを過ごせるよう機会と場を提供します。

（2）　生涯学習活動の推進　【生涯学習課】

― 事業概要と現状 ―

生涯学習に関わる講演会等（成人記念式典や社会を明るくする運動青少年健全育成大会）において、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、障がいのある人でも気軽に参加できるよう支援しています。

また、図書館のイベント等においても、障がいのある人でも気軽に参加できるよう筆談等の必要な支援をしています。

― 事業実施の方針 ―

今後も継続して事業を実施します。

（3）　障がいのある人のスポーツ振興　【スポーツ振興課・障がい福祉課】

― 事業概要と現状 ―

障がいの有無に関わらず気軽に楽しむことができるニュースポーツの紹介・普及活動を実施しています。千葉県障害者スポーツ大会の周知及び参加者の取りまとめを行い、大会に市職員が同行しています。

― 事業実施の方針 ―

障がいのある人が利用しやすいように、障害者団体との連携やスポーツボランティアの育成を支援し、障がいのある人のスポーツ参加を促します。

また、千葉県の障害者スポーツ大会についてＰＲを行い、参加の促進に努めます。

取組２　障害者団体等の活動支援

（1）　障害者団体の育成・支援　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障害者団体の活性化と自立した活動を支援するため、市内障害者団体で構成される印西市障害者団体連絡協議会が主催するイベントの情報提供や活動費用の助成等を行っています。

―　事業実施の方針　―

今後も障害者団体及び障害者団体連絡協議会に対し、情報提供や活動費用の助成を行います。

（2）　福祉活動の拠点　【社会福祉課】

―　事業概要と現状　―

印西市地域福祉センター、印西市草深ふれあい市民センター、及び印西市牧の原地域交流センター等、地域の福祉活動の拠点となっている施設の適切な維持・管理を行うとともに、障害者団体やボランティア、福祉活動を行う市民団体の活動の場として施設を提供しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、地域の福祉活動の拠点となる施設の適切な維持・管理等を行い、福祉活動を行う市民団体等の活動の場として提供します。

（3）　ふれあいの機会の発信　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある人達との交流の機会を持ちたい方が、どこでその機会を得られるのか情報が取得しにくい状況となっています。

―　事業実施の方針　―

市内において、障害者団体や障害者福祉施設等で各種イベントや講演会等を開催します。市のホームページ等を活用しそのような情報を集約し、交流機会の発信を検討します。

基本目標４

障がいのある子どもの成長支援

基本方針

障がいのある子どもの包括的な支援体制の構築及び計画的なサービスの実施を図るため、障害児福祉計画を（本計画に位置づけ）策定し、障がい福祉、母子保健、子育て、保育、教育部署が連携し、相談機能を充実させるとともに、一貫した支援体制を整備します。

また、個々の障がいに応じた適切な指導が受けられる療育機能を充実させ、障がいのある子どもの成長を支援します。

重点施策４

施策１　一貫した支援体制の整備　《障がいのある子ども》

施策の目標

■　関係機関のネットワーク化を進めるとともに、乳幼児から学校卒業後の就労等に至るまでの相談支援体制の充実を図っていきます。
■　障がい特性に応じた適切な指導が受けられる療育体制の整備に努めます。
■　障がいのある子どもに対し、障がいの状況に応じた適切な教育ができる体制を充実します。

取組１　相談体制の充実

（1）　育児・相談の充実　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―

各種健診の受診率はすべて高い水準を維持しています。健診を通して乳幼児の身体的・精神的発達の状況をスクリーニングし、医療・検査等を早期受診することで、必要な支援・サービスを紹介することができるよう事業を継続しています。

―　事業実施の方針　―

各種相談・健診を実施し、身体的・精神的発達をスクリーニングすることで、乳幼児の健康の保持増進及び育児不安の軽減に努めます。また、受診勧奨ハガキによる通知等の積極的な受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

（2）　子ども発達センターでの相談の充実　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

就学前の子どもの成長や発達の心配についての相談を受け、各専門職がアドバイスを行っています。また、幼稚園や保育園への巡回相談の実施、及び保健センターや教育関係機関との連携を図り、心身の発達に遅れのある子どもへの一貫した支援体制の充実に努めています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、各種相談事業（発達相談・小児神経相談・作業療法相談・運動発達相談・言語聴覚相談・巡回相談）の充実に努めます。

（3）　利用者支援事業の充実　【子育て支援課】

―　事業概要と現状　―

子育てへの不安や悩みを解消し、安心して子育てができることを目的に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートを行っています。また、子育て支援課に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、窓口や電話での相談のほかに児童館及び子育て支援センター等の子育て支援施設等において子育て移動相談を行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、必要に応じ関係機関と連携を図り、子育て家庭に対して様々な子育て支援サービスの利用に向けたサポートを行います。また、子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊娠期から子育て期まで切れ目の無いきめ細やかなサービスを提供します。

（4）　地域子育て支援拠点事業の充実　【子育て支援課】

―　事業概要と現状　―

少子化や核家族化が進む中、子育てへの孤立化や育児不安を防ぎ、子育てを身近な地域で支えていくため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。

―　事業実施の方針　―

地域の中で不安や悩みなく楽しく子育てができるよう、子育てに関する相談・助言等の体制の強化を図るとともに、身近な地域で子育て中の親同士が情報交換を行うことができる子育て親子の交流の場の提供を進めます。

(5)　家庭児童相談の充実　【子育て支援課】

―　事業概要と現状　―

子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもと家庭の問題についての相談に応じます。０歳から 18 歳未満の子どもに関する悩みや心配事について、家庭相談員が相談者の気持ちを聞きながら一緒に考えます。

―　事業実施の方針　―

子どもや家庭に関する問題や不安について適切な助言・支援ができるよう、関係機関と連携し、相談事業の充実を図ります。

(6)　障がい福祉の相談窓口の充実　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がい福祉課や市の委託を受けた事業者、基幹相談支援センター等が、障がい福祉についての相談窓口を開設し相談に応じています。

―　事業実施の方針　―

障がい福祉課や基幹相談支援センター、ふれあいサポートセンターいんざい、保健・医療等の関係機関との連携を図りながら、相談窓口を充実させます。

(7)　各種相談窓口の活用　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

相談窓口として、精神障がいについては「成田地域生活支援センター」、発達障がいについては「CAS（きゃす）東葛飾（千葉県発達障害者支援センター）」、子どもに関することについては「中央児童相談所」、福祉の総合相談「すけっと（いんば中核地域生活支援センター）」等があります。

―　事業実施の方針　―

子どもの障がいや特性に応じた相談窓口について情報提供ができるよう努めます。

(8)　重症心身障害児・医療的ケア児への支援　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

医療的ケア児支援のため、印西市地域自立支援協議会等を活用して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関及び当事者が連携を図るための協議の場を設置しています。

―　事業実施の方針　―

重症心身障害児及び医療的ケア児支援のため、日中活動の場の確保に努めます。また、医療的ケア児について印西市地域自立支援協議会等を活用して、保健、医療、障がい福祉、子育て支援、保育、教育等の関係機関及び当事者が連携を図るための協議の場において、情報の共有を図り支援につなげます。さらに、一貫した相談ができる窓口の構築を目指し、医療的ケア児等コーディネーターや相談支援事業所、保健センター、子ども発達センター、子育て支援課、障がい福祉課等の関係機関による検討を行います。

取組２　療育体制の充実

（1）　障害児通所支援事業の充実　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のための専門的な支援を受けられるよう、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、障がいの状況や様々なニーズ等に応じて、適切な指導ができるよう療育体制の充実を図ります。

また、ライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（2）　療育関係機関の連携強化　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

乳幼児期から高等学校卒業時期までのサポート体制を強化するために、印西市地域自立支援協議会を中心に子ども発達センター、保健センター、指導課、保育課、障がい福祉課が相互に連携し、情報の共有と協働した取り組みの推進により、地域における療育体制を強化しています。

また、「いんざいこどもサポートガイド」を発行し、障がいのある子どもが成長する過程で利用できる様々なサービスの紹介を行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、関係機関との連携協力を行います。また、内容の見直しを図りながら「いんざいこどもサポートガイド」を発行します。

（3）　保育における障がいのある児童の受け入れ体制の充実　【保育課】

―　事業概要と現状　―

年々、障がいのある児童の保育の申し込みが増えてきており、保育士及び看護師の確保が難しく、入園の対応に苦慮しています。

市民が安心して子どもを出産し育てていけるよう、多様な保育サービスの展開や良好な保育環境づくりを進めていくとともに、障がいのある児童の受け入れ体制の整備、また、経済的、精神的負担の軽減等、子育て家庭への適切な支援体制を図っています。

―　事業実施の方針　―

障がいの理解を深める講演会や研修会に参加する等、適切な保育ができるよう努めます。

取組３　学校教育期における支援の充実

（1）　学童保育における障がいのある児童の受け入れ体制の充実　　【保育課】

―　事業概要と現状　―

年々、障がいのある児童の学童保育の利用が増えており、指導員も対応に苦慮しています。障がいの理解を深める講演会や研修会に参加し、適切な保育の提供に努めていく必要があります。

―　事業実施の方針　―

就労等により保護者が家庭にいない児童等に向けて、授業終了後に適切な遊びと生活の場を提供する学童保育において、障がいのある児童の受け入れ体制を整備します。

（2）　特別支援教育の支援体制づくり　　【指導課・学務課】

―　事業概要と現状　―

共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を支える学校体制づくりに努めています。

―　事業実施の方針　―

特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会の機能を活かしつつ、関係機関と連携した支援体制を整備します。また、学校の要望や特別な支援を必要としている児童生徒の状況等を踏まえ、学習指導員や介助員を学校に配置し、個に応じた学習支援や生活支援の充実を図ります。

地域における支援体制を強化するため、印西市特別支援連携協議会において、5 課（教育委員会指導課、健康増進課、保育課、子育て支援課、障がい福祉課）担当者会議を開催し、情報共有及び連携を図ります。

（3）　学校と関係機関の連携・協力　　【指導課】

―　事業概要と現状　―

障がいのある児童生徒への指導・支援について、関係機関や教育資源を有効に活用し、教育内容や方法の工夫・充実に努めています。

―　事業実施の方針　―

特別支援学校のセンター的機能等を活用して、特別支援学級や通級指導教室における学習活動・自立活動の指導の充実に努めます。

健康増進課や保育課、子育て支援課、障がい福祉課、その他関係機関及び県教育委員会の特別支援アドバイザー、医療機関等と連携し、児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

（4）　教育相談活動の充実　【指導課】

―　事業概要と現状　―

児童生徒やその保護者、学校や教職員が抱える障がいに関する悩み等に対応するため、教育相談体制の充実に努めています。

―　事業実施の方針　―

学校では特別支援教育コーディネーターを相談窓口とし、合理的配慮に関する合意形成に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげる等、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援に努めます。

教育委員会では定期的に学校を巡回訪問し、児童生徒の状況を把握するとともに、教育相談室や子ども相談室を開室し、専門の相談員や指導主事が電話や面談で対応します。

（5）　就学援助事業　【学務課】

―　事業概要と現状　―

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部を就学奨励費として支給しています。

―　事業実施の方針　―

児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費を支給します。

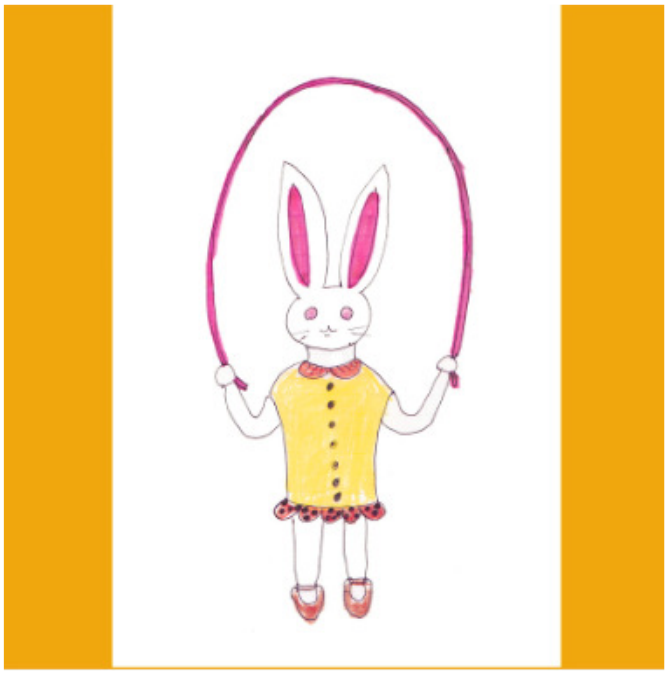

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

基本目標５

障がいのある人にとって安全・安心のまちづくり

基本方針

障がいのある人の利用に配慮して、建築物・道路等既存の都市施設のバリアフリー化と、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

そのなかで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる基盤整備として、地域生活を支えるグループホーム、真に必要な入所施設等の拡充に努めるとともに、印西市地域防災計画等に基づき、災害時避難行動要支援者支援体制の整備等、災害から障がいのある人を守る地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

重点施策
１・２・６

施策１　安心して暮らす　《地域生活》

施策の目標

- 障がいのある人の地域生活を支えるグループホーム等の居住の場を提供し、在宅生活での環境整備を支援します。
- 障がいのある人が利用しやすい公共交通機関や移動手段の確保に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進するために外出時の移動支援を行います。
- 地域移行を進めるとともに、ニーズに基づく適切な施設整備を図ります。
- 道路・公園、公共建築物等におけるバリアフリー化等、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 障がいのある人を災害から守る備えとして、災害情報の提供や避難所の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の確立に努めます。また、地域福祉計画とも整合性を図りながら、地域ぐるみで防災に取り組むとともに、災害時の連携体制を強化していきます。

取組１　多様な住まいの確保と地域で生活するための支援

（1）　地域生活への移行支援及び入所施設等への支援　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

地域生活への移行が進む中、自立に向けた「就労」と「居住」の支援が不可欠であり、居住環境の確保は重要な取り組みとなります。本市でもこれまで利用者ニーズの適切把握に努め、グループホームの計画的な整備と、自立に向けた入居者支援を行っていますが、本市の障害者支援施設とグループホームはほぼ満員状態、短期入所施設のニーズも高く、ともに入所待ちの利用希望者も多くなっており、依然として施設入所のニーズが高い状況にあります。

―　事業実施の方針　―

退院・退所等による在宅生活への地域移行を促進するとともに、不足する居住ニーズへの対応を行います。また、障がいのある人の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を支援するとともに、設置へ向けた関係機関へのヒアリングや利用者ニーズの適切把握に努め、障がいのある人のグループホームへの入居支援を継続的に行います。

（2）　社会的自立に向けた支援　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、生活訓練を行い、社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的な自立の支援を行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、事業を継続し、障がいのある人の社会活動への参加の拡大を図ります。

また、関係各所と連携し、精神的な理由等により通所が困難な人の把握に努め、訪問型の生活訓練により社会活動への参加につなげます。

取組２　障がいのある人の外出・移動支援

（1）　ふれあいバスの利便性向上　【交通政策課】

―　事業概要と現状　―

ふれあいバスの路線、運行時刻及び車両等について、利用者の要望を踏まえながら検討し、利便性の向上に努めています。

また、2017（平成 29）年度よりふれあいバス全 6 ルートを運行するすべての車両が、障がいのある人や高齢者に優しいノンステップバスとなっています。

―　事業実施の方針　―

障がいのある人や高齢者が安心して利用できるよう、利用者の要望を踏まえながら、引き続き利便性の向上に努めます。

(2)　外出支援サービスの推進　【障がい福祉課・高齢者福祉課】

―　事業概要と現状　―

医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関を利用することが困難な方（主に要介護認定者）に対して、送迎サービスを実施しています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、外出における支援が必要な方に対し、サービスの提供を行います。

移動・外出の手段を提供し社会参加を促すことで、生きがいづくりや介護予防につなげます。

(3)　福祉カーの貸与・車いす対応車両の貸出　【障がい福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会】

―　事業概要と現状　―

心身に障がいのある人及び高齢者が積極的に外出できるよう、無料でリフト付きワゴン車を貸出しています。また、社会福祉協議会においては車いす対応車両の貸出しを行っています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、心身に障がいのある人及び高齢者が、社会参加等で積極的に外出ができるように、車いす・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車の貸出を行います。

(4)　福祉タクシー制度の適正な運用　【障がい福祉課】

―　事業概要と現状　―

重度の心身障がいのある人が移動手段としてタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する福祉タクシーについて、障がいのある人のニーズを踏まえながら制度の見直しを図っています。

―　事業実施の方針　―

今後、助成のあり方について、ニーズを踏まえながら制度の見直しを検討します。

取組３　ユニバーサルデザインのまちづくり

(1)　印西市都市マスタープランに基づく都市づくりの推進　【都市計画課】

―　事業概要と現状　―

印西市都市マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人が利用しやすい都市づくりを進めています。

―　事業実施の方針　―

引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市づくりを推進します。

（2）　多くの人が利用する施設のバリアフリー化　【建築指導課】

―　事業概要と現状　―

千葉県では、障がいのある人等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」を施行しており、福祉のまちづくりの総合的な推進を図っています。

―　事業実施の方針　―

法趣旨に則り、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知・啓発に努めます。

（3）　道路・公園におけるバリアフリー化の推進　【建設課・都市整備課】

―　事業概要と現状　―

道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。

また、公園の整備にあたっては、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。

―　事業実施の方針　―

道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、道路の設計・整備を行います。

公園の整備にあたっては、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき整備を行います。

取組４　災害等から障がいのある人を守る体制づくり

（1）　印西市地域防災計画の推進　【防災課】

―　事業概要と現状　―

関係法令や市の実情に合わせて順次印西市地域防災計画の改訂を行い、計画に基づき障がいのある人の視点からの防災対策に取り組んでいます。災害等発生時に障がいのある人を含む、災害時避難行動要支援者が生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備について検討しています。

―　事業実施の方針　―

関係法令や市の実情に合わせて順次印西市地域防災計画の改訂を行い、計画に基づき障がいのある人の視点からの防災対策に取り組みます。

（2）　災害情報の伝達方法の充実　【防災課】

―　事業概要と現状　―

防災メールの登録者に対して携帯電話、パソコン等への災害情報の配信を行っています。また、登録に関する市民への普及啓発を図っています。

防災メールの他、有事の際の情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ツイッター等を整備しているほか、避難所においては手話通訳等の配置に努める等、障がいのある人に配慮した広

報を行っています。
　また、「広報いんざい」に定期的に防災メールの登録方法等を掲載し、障がいのある人を含め、市民への普及啓発を図っています。

―　事業実施の方針　―
　毎月、広報紙の余白に防災メールの登録用 QR コードを掲載し、更なる普及啓発を図ります。
　また、様々な障がいに対応した情報伝達手段を検討し、その拡充を図ります。

(3)　災害時避難行動要支援者の避難体制の整備
【社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・健康増進課・子育て支援課・企画政策課・市民活動推進課・防災課】

―　事業概要と現状　―
　国の災害対策基本法により、印西市地域防災計画に基づき、災害時における人的被害を最小限とするため、印西市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援等関係者による支援体制の構築を進めています。
　また、これまでに市内で障害福祉サービスを行う民間事業者（５者）と災害発生時における福祉避難所の設営に関する協定書を交わし、災害時に安心して避難ができるよう避難協力体制の構築を進めているほか、避難所において必要とされる福祉用具等の確保を行うため、一般社団法人日本福祉用具供給協会と物資供給に関する協定を締結しています。
　その他、市では災害時にストーマ装具を持ち出すことが困難な人が発生した際に備え、緊急対応用のストーマ装具の備蓄や感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っています。

―　事業実施の方針　―
　印西市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、作成した避難行動要支援者名簿を市の関係部署、地域支援組織に提供し、避難行動要支援者の避難支援等の体制の強化を図ります。
　また、災害の規模に応じて開設される福祉避難所において、障がいのある人が必要な物資等、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう体制を整備するほか、引き続き感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っていきます。

(4)　災害時保健医療体制の整備　【健康増進課】

―　事業概要と現状　―
　印西市地域防災計画に基づき、災害時の医療・救護体制について構築を進めています。また、地震等の災害時に避難所で使用することを想定し、アルコール手指消毒液を備蓄しています。

―　事業実施の方針　―
　東日本大震災等の大規模災害を教訓に、引き続き市としての災害時の医療・救護体制の構築を図るとともに、医療用資機材等の備蓄のあり方について、地元の医師会・歯科医師会・薬剤師会とも連携します。

各論Ⅱ　障害福祉計画

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第１章　基本指針に定める成果目標

第１節　施設入所者の地域生活への移行

（１）成果目標の概要

2019（令和元）年度末時点の施設入所者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で 2023（令和５）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**①　地域生活に移行する人数** 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	②　施設入所者数の削減 2023（令和５）年度末の施設入所者数を 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

本市の 目標	日中サービス支援型を含め、グループホームの整備を推進し、地域での暮らしを継続できる支援体制の整備を図り、国の目標設定への到達を目標に施設入所者の地域移行を推進します。		
	実績	施設入所者数	36 人
	目標	①　地域移行者数	4 人
		②　施設入所者数の削減	4 人

※実績は 2019（令和元）年度末時点、目標は 2023（令和５）年度末時点

第２節　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）成果目標の概要

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

計画的に地域の基盤を整備するとともに、広域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者及び当事者による協議の場を設置し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域支援事業者、市町村等の重層的な連携による支援体制を構築するために目標を設定します。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築** 精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

基盤 整備量	2023（令和５）年度末長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は 34 人となります。【千葉県算出】

本市の 目標	地域共生社会の理念のもと、精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、自立支援協議会を中心として関係機関と重層的に連携し、医療、障がい福祉、教育等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。		
	実績	精神障害者の地域移行支援利用者数	２人
		精神障害者の地域定着支援利用者数	２人
		精神障害者の共同生活援助の利用者数	28 人
		精神障害者の自立生活援助の利用者数	０人
	目標	精神障害者の地域移行支援利用者数	４人
		精神障害者の地域定着支援利用者数	２人
		精神障害者の共同生活援助の利用者数	35 人
		精神障害者の自立生活援助の利用者数	４人
		保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	３回
		保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	８人
		保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年１回

※実績は 2019（令和元）年度末時点、目標は 2023（令和５）年度末時点

第３節　地域生活支援拠点等の整備

（１）成果目標の概要

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、その機能の充実を図ります。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**地域生活支援拠点等の充実** 2023（令和５）年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本市の 目標	地域生活支援拠点等の機能の拡充のため、運協状況の検証及び検討を行います。		
	実績	地域生活支援拠点の整備	１か所
	目標	運用状況の検証及び検討の回数	年１回

※実績は 2019（令和元）年度末時点、目標は 2023（令和５）年度末時点

■ 地域生活支援拠点の整備とは？

○ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

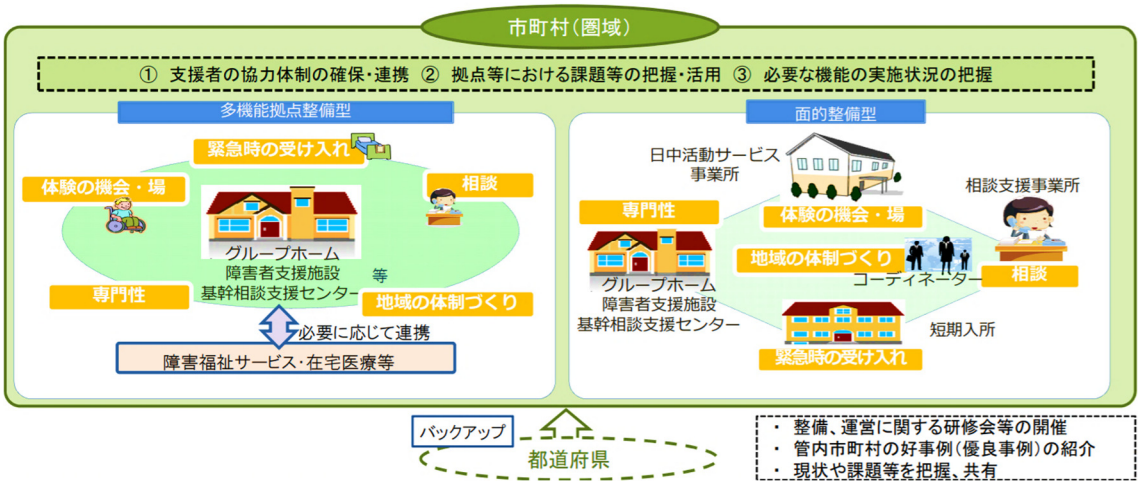

出典：厚生労働省資料（一部修正）

第４節　福祉施設から一般就労への移行

（１）成果目標の概要

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2023（令和 5）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**①　一般就労への移行者数** 2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が 2023（令和５）年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア．就労移行支援事業 2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
	イ．就労継続支援Ａ型事業 2019（令和元）度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。
	ウ．就労継続支援Ｂ型事業 2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。
	②　就労定着支援事業利用者 2023（令和５）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
	③　就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。

本市の 目標	2019（令和元）年度の実績を基に、国の目標設定への到達を目標に就労支援の推進を図ります。		
	実績	**①　一般就労への移行者数**	11 人
		②　就労定着支援事業利用者	11 人
		③　就労定着支援事業の就労定着率	92%
	目標	**一般就労への移行者数**	17 人
		ア．就労移行支援事業	13 人
		イ．就労継続支援Ａ型事業	2 人
		ウ．就労継続支援Ｂ型事業	2 人
		就労定着支援事業利用者	12 人
		市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所数の割合	10 割

※実績は 2019（令和元）年度末時点、目標は 2023（令和５）年度末時点

第５節　障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

（１）成果目標の概要

障がいのある子どもを支援する体制を確保するため、児童発達支援センター等での専門的な支援体制等、地域支援のあり方を計画的に位置づけます。また、医療的ケアが必要な障がいのある子どもについても、包括的な支援を行います。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**①　児童発達支援センターの設置** 2023（令和５）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。
	②　保育所等訪問支援の実施 2023（令和５）年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	③　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 2023（令和５）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。
	④　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 2023（令和５）年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<table>
<tr><td rowspan="6">本市の
目標</td><td colspan="3">児童発達支援センターを整備するとともに地域支援体制の構築を図り、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。また、重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の強化を図ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">実績</td><td>①　児童発達支援センターの設置</td><td>無</td></tr>
<tr><td>②　保育所等訪問支援の実施</td><td>無</td></tr>
<tr><td>③　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</td><td>無</td></tr>
<tr><td>④　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標</td><td>①　児童発達支援センターの設置</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>②　保育所等訪問支援の実施</td><td>有</td></tr>
<tr><td>③　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>④　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</td><td>有　５人</td></tr>
</table>

※実績は 2019（令和元）年度末時点、目標は 2023（令和５）年度末時点

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第６節　相談支援体制の充実・強化等

（１）成果目標の概要

計画相談支援の対象者が原則的に障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しています。

その一方、１事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等の理由から、これら事業所を援助する等相談支援体制の更なる充実に向けた取り組みを行います。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**相談支援体制の充実・強化等** 2023（令和５）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的･専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

本市の 目標	印西市地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターを中心に、総合的･専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。		
	目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	有
		総合的・専門的な相談支援の実施	有
		訪問等による専門的な指導・助言	3 件
		相談支援事業者の人材育成の支援	3 件
		相談機関との連携強化の取り組みの実施	3 回

※新規の成果目標のため実績の記載なし、目標は 2023（令和５）年度末時点

第７節　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

（１）成果目標の概要

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することがより一層求められることから、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

（２）本計画期間での目標設定

国の 基本指針	**障害福祉サービス等の質の向上** 2023（令和５）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

本市の 目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業者と共有する体制の構築を図ります。		
	目標	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	６人
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有　１回

※新規の成果目標のため実績の記載なし、目標は 2023（令和５）年度末時点

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第２章　障害福祉サービス

第１節　障害福祉サービスの実績と見込み

〔　施策の方針　〕
　必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効果的なサービス提供体制の整備を図ります。

〔　活動指標の算出方法　〕
　2019（令和元）年度実績及び増減率等を踏まえ、調整を行いました。

（１）訪問系サービス
①　居宅介護（ホームヘルプサービス）　〔介護給付〕
　居宅介護支援員（ホームヘルパー）が障がいのある人の居宅を訪問し、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023(R5)年度
居宅介護	実人/月	86	95	95	95
	時間/月	1,297	1,330	1,425	1,520

②　重度訪問介護　〔介護給付〕
　重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
重度訪問介護	実人/月	0	2	2	2
	時間/月	0	560	560	560

③　同行援護　〔介護給付〕
　視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、移動及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要とする援助を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
同行援護	実人/月	10	11	12	13
	時間/月	172	185	200	215

④　行動援護　〔介護給付〕

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
行動援護	実人/月	25	25	26	27
	時間/月	400	450	520	590

⑤　重度障害者等包括支援　〔介護給付〕

常時介護を要する障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
重度障害者等包括支援	実人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	420	420	420

（２）日中活動系サービス

①　生活介護　〔介護給付〕

常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
生活介護	実人/月	169	175	180	190
	延人日/月	3,078	3,500	3,600	3,800
	箇所数	6	7	8	9

② 自立訓練（機能訓練） 〔訓練等給付〕

身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
自立訓練（機能訓練）	実人/月	2	4	4	4
	延人日/月	20	60	60	60

③ 自立訓練（生活訓練） 〔訓練等給付〕

知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象として、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
自立訓練（生活訓練）	実人/月	18	30	35	40
	延人日/月	141	300	350	400

④ 就労移行支援 〔訓練等給付〕

企業等への就職または在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対し、一定期間（２年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性や意向にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
就労移行支援	実人/月	61	65	70	75
	延人日/月	536	650	700	750

⑤ 就労継続支援（Ａ型） 〔訓練等給付〕

次の❶～❸に該当する 65 歳未満の障がいのある人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、就労に必要な知識・能力が備わった方には一般就労に向けた支援を行います。

❶ 就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方
❷ 特別支援学校の卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方
❸ 就労経験はあるが現在雇用関係の状態にない方

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
就労継続支援（Ａ型）	実人/月	37	40	43	46
	延人日/月	475	525	570	615

⑥　就労継続支援（Ｂ型）　〔訓練等給付〕

次の❶～❸に該当する障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会を提供します。また知識・能力の高まった方に就労に向けた支援を行います。

❶　企業等や就労継続支援事業（A 型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方

❷　就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A 型）の雇用に結びつかなかった方

❸　❶❷に該当しないものの 50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A 型）の利用が困難と判断された方

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
就労継続支援（Ｂ型）	実人/月	84	90	95	100
	延人日/月	1,163	1,250	1,350	1,450

⑦　就労定着支援　〔訓練等給付〕

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
就労定着支援	実人/月	15	18	21	24

⑧　療養介護　〔介護給付〕

医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人のうち、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
療養介護	実人/月	5	9	9	9

⑨　短期入所（ショートステイ）　〔介護給付〕

居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により、十分な介護ができない場合に、障がいのある人に短期間入所していただき、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
短期入所（福祉型）	実人/月	83	85	87	89
	延人日/月	271	400	435	445
短期入所（医療型）	実人/月	7	10	10	10
	延人日/月	27	40	40	40

（３）居住支援・施設系サービス

①　自立生活援助　〔訓練等給付〕

施設やグループホームを利用していた障がいのある人で、一人暮らしの人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
自立生活援助	実人/月	0	4	4	4

②　共同生活援助（グループホーム）　〔訓練等給付〕

就労し、就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人が地域において自立した生活を営むうえで必要な居住の場を提供し、主に夜間において入浴、排泄または食事の介護、相談等の日常生活上の援助を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
共同生活援助	実人/月	92	95	100	105
	箇所数	14	15	16	17

③　施設入所支援（施設での夜間の支援）　〔介護給付〕

施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間において、居住の場の提供、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談・助言のほか日常生活上の支援を行います。生活介護、自立訓練または就労移行支援等の日中活動と併せて、夜間等におけるサービスを提供することで障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
施設入所支援	実人/月	36	34	33	32

（４）相談支援サービス

①　計画相談支援　〔計画相談支援給付〕

❶　サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

❷　継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

（注）❶❷とも「指定特定相談支援事業者」が行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
計画相談支援	実人/月	74	97	107	117

②　地域移行支援　〔地域相談支援給付〕

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
地域移行支援	実人/月	2	4	4	4

③　地域定着支援　〔地域相談支援給付〕

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
地域定着支援	実人/月	2	2	2	2

第３章　障害児福祉サービス

第１節　障害児福祉サービスの実績と見込み

〔　施策の方針　〕

本市では、すべての子どもが健やかに成長するため、障害児福祉サービス部署、乳幼児療育部署、保育・教育部署等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援します。

〔　活動指標の算出方法　〕

2019（令和元）年度実績及び増減率等を踏まえ、調整を行いました。

（１）障害児通所支援

①　児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
児童発達支援	実人/月	256	270	280	290
	延人日/月	986	1,250	1,300	1,350

②　医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
医療型児童発達支援	実人/月	2	4	4	4
	延人日/月	6	10	10	10

③　放課後等デイサービス

就学児に対して、放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がいのある子どもの自立を促進します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
放課後等デイサービス	実人/月	197	200	210	220
	延人日/月	1,587	2,000	2,100	2,200

④　保育所等訪問支援

専門家が障がいのある子どものいる保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等のスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための支援を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
保育所等訪問支援	実人/月	0	4	4	4
	延人日/月	0	6	6	6

⑤　居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	10	10	10
	延人日/月	0	50	50	50

（２）障害児相談支援

①　障害児相談支援　〔計画相談支援給付〕

❶　障害児支援利用援助

障害児通所支援申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後にはサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。

❷　継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
障害児相談支援	実人/月	13	35	40	45

②　医療的ケア児に対する関連分野の支援

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
コーディネーターの配置	実人/月	0	3	4	5

第４章　発達に障がいのある人等に対する支援

第１節　発達に障がいのある人等に対する支援の実績と見込み

〔　施策の方針　〕

発達障がいの早期発見・早期支援には、発達に障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等を通じて支援体制の充実を図ります。

〔　活動指標の算出方法　〕

2019（令和元）年度における類似する事業の実績等を踏まえ、調整を行いました。

		第６期計画		
		2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	実人/年	30	40	50
ペアレントメンターの登録人数	実人/年	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	実人/年	0	0	20

※新規の活動指標となるため、実績の記載なし

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第５章　地域生活支援事業

第１節　地域生活支援事業の実績と見込み

〔　施策の方針　〕

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の事業の１つであり、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業です。

また、本事業は、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業となっていることから、本市では、市独自の事業を推進するとともに、県が実施する事業との連携を図ります。

〔　算出の方法　〕

2019（令和元）年度実績及び増減率等を踏まえ、算出が可能な事業について調整を行いました。

（１）必須事業

生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

①　理解促進研修・啓発事業

―　事業概要と現状　―

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。

―　事業実施の方針　―

❶　市民講座の開催

障がいを理解するために、市民を対象に市民講座を開催します。

❷　障がい教育の充実

障がいのある人が地域社会に受け入れられやすくなるように障がい教育を充実させていきます。

❸　地域活動の充実

障がい者作品展等をとおして、障がいのある人とふれあい、障がいへの理解が促進され、かつ障がいのある人が参加しやすいような地域活動を行います。

② 自発的活動支援事業

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人自身、その家族（親・きょうだい等）、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

― 事業実施の方針 ―

相談支援事業及び障害者団体の活動の支援を通して、ピアサポートや孤立防止のための支援を実施します。

③ 相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業

― 事業概要と現状 ―

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

また、市及び関係機関、相談支援事業所等の支援機関が障がいのある人の情報を共有するため、基幹相談支援センターを中心として連携を図りながら相談に応じています。

		2019（R1）年度	第６期計画		
		（実績）	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
市町村相談支援機能強化事業	実施	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

― 事業概要と現状 ―

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。

― 事業実施の方針 ―

支援が必要と認められる人（印西市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する規則に定める要件に該当する人）を対象として、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

― 事業概要と現状 ―

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。また、社会福祉課・高齢者福祉課と連携を図り、法人後見の活動を支援します。

―　事業実施の方針　―

地域で安心して暮らし続けるための地域での支えあいの新たな担い手として期待される市民後見人の養成等については、2016（平成 28）年度に開催した市民後見人養成等あり方検討会の中で、市民後見人の養成を目標として方向性を定めました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備を段階的に実施する中で、法人後見の活動支援を推進します。

⑥　意思疎通支援事業（手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者の派遣）

―　事業概要と現状　―

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の円滑な意思疎通のために、障がい福祉課に手話通訳者（要約筆記を含む）を設置し、市役所内での申請手続き等における手話通訳等を行います。

また、利用者からの申請により、市登録の手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
意思疎通支援事業	利用者	18	24	26	28

⑦　手話奉仕員養成研修事業

―　事業概要と現状　―

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者	5	7	7	7

⑧　日常生活用具給付等事業

―　事業概要と現状　―

重度の身体・知的・精神障がいのある人の日常生活上の便宜を図ることを目的として、必要とする方に、介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具を給付するほか、福祉電話・FAX 等を貸与します。

住宅面では、手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便所等への取替え等住環境の改善を行う場合、居住生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の一部を給付します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
介護・訓練支援用具	件数	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数	6	10	10	10
排せつ管理支援用具	件数	148	155	155	155
自立生活支援用具	件数	5	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	18	25	25	25
住宅改修費給付事業	件数	1	2	3	4

⑨　移動支援事業

―　事業概要と現状　―

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として１日８時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出の支援を行います。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
移動支援事業	利用者	110	114	116	118
	延時間/年	7,333	8,707	8,859	9,012

⑩　地域活動支援センター機能強化事業

―　事業概要と現状　―

地域活動支援センターⅠ型では、相談支援事業に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

千葉県においては、2006（平成 18）年度末までは「経過的精神障害者地域生活支援センター事業」として事業を継続していましたが、県内の精神障害者地域生活支援センターを 2007（平成 19）年度より地域活動支援センターⅠ型として位置づけ、各市町村の運営費負担により事業を継続・展開しています。

地域活動支援センターⅡ型では、利用者に対し創作的活動・生産機会を提供するとともに、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型では、利用者に対し創作的活動・生産機会を提供するとともに、社会との交流の促進等のサービスを実施します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
地域活動支援センター機能強化事業（利用者）	Ⅰ型	5	7	8	9
	Ⅱ型	18	19	19	19
	Ⅲ型	48	55	60	65

（２）任意事業

地域生活支援事業のうち「任意事業」は、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成等市町村の裁量による事業です。本市においても必須事業と同様、利用者ニーズを勘案し、適宜事業を進めています。

①　訪問入浴サービス事業

―　事業概要と現状　―

居宅において常に臥床（がしょう）し、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の寝たきりの心身障がいのある人（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。

派遣回数は対象者１人につき週２回以内、利用者負担は１割の自己負担となります。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
訪問入浴サービス事業	利用者	8	10	11	12

②　日中一時支援事業

―　事業概要と現状　―

障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。

本市では、障害児放課後対策事業のほか、NPO 法人等への委託により日中一時支援事業を展開していきます。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
日中一時支援事業（印西市立クリオネクラブ除く）	利用者	165	170	175	180

③　障害児放課後対策事業（印西市立クリオネクラブ）

―　事業概要と現状　―

市内在住の障がいのある子どもが放課後や学校休業日を友達等と過ごす憩いの場所とすること、及び家族の就労・一時的な休息を目的としています。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
障害児放課後対策事業（印西市立クリオネクラブ）	利用者実人/月	18	25	25	25

④　芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）

―　事業概要と現状　―

障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。本市では、年に１回開催している「印西市障がい者作品展（いんざいアートフェス）」を本事業に位置づけます。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
芸術・文化講座開催等事業	回数	1	1	1	1

⑤　障害者自動車運転免許取得助成事業

―　事業概要と現状　―

身体障がいのある人・知的障がいのある人で免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の３分の２以内（上限 10 万円）を助成します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
障害者自動車運転免許取得助成事業	利用者	1	2	2	2

⑥　身体障害者用自動車改造費助成事業

―　事業概要と現状　―

重度の身体障がいのある人（上肢、下肢または体幹の障害等級が１、２級の方）が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要のある場合、その改造に要する費用の一部（上限 10 万円）を助成します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者	0	2	2	2

⑦　更生訓練費給付事業

―　事業概要と現状　―

社会復帰を促進することを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く）に入所している方に更生訓練費を支給します。

		2019（R1）年度（実績）	第６期計画		
			2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
更生訓練費給付事業	利用者	0	1	1	1

第２節　その他の事業

〔　施策の方針　〕
「その他の事業」のうち、印西市が単独で実施している事業です。

（Ⅰ）市単独事業
①　印西市救急医療情報キット配布事業
―　事業概要と現状　―
障がいのある人に対し、かかりつけ医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配付し、安全と安心を確保します。

―　事業実施の方針　―
障がいのある人の安全と安心を確保するため、救急隊が迅速な救急活動を行えるように、周知と配布に努めます。

②　声の広報等発行事業
―　事業概要と現状　―
本市では、「広報いんざい」と「障がい福祉のしおり」を音訳CDにし、視覚に障がいのある人の世帯へ配布します。

―　事業実施の方針　―
声の広報等の周知を推進しながら、視覚に障がいのある人が情報を得やすくなるように支援を行います。

③　小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
―　事業概要と現状　―
小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

―　事業実施の方針　―
支給対象者へ適宜対応します。

資料編

提供：いんば学舎・オソロク倶楽部

第１章　障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会

第１節　設置要綱

○印西市障害者基本計画及び印西市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年６月 29 日告示第 94 号
改正
平成 19 年３月 29 日告示第 43 号
平成 23 年９月８日告示第 131 号
平成 25 年３月 29 日告示第 67 号
平成 26 年３月 27 日告示第 25 号
平成 31 年３月 20 日告示第 34 号
令和２年５月８日告示第 107 号

印西市障害者基本計画及び印西市障害福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３項に基づく印西市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく印西市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、印西市障害者基本計画及び印西市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画策定に関する調査及び研究を行い、市長に提言するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）　市民の代表者
（２）　学識経験を有する者
（３）　福祉関係団体の代表者
（４）　社会福祉を目的とする事業者
（５）　社会福祉に関する活動を行う者
（６）　市長が特に必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（会議の書面開催）
第７条　委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
２　前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。
（補則）
第９条　この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
この告示は、公示の日から施行する。
附　則（平成 19 年３月 29 日告示第 43 号）
この告示は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則（平成 23 年９月８日告示第 131 号）
この告示は、公示の日から施行する。
附　則（平成 25 年３月 29 日告示第 67 号抄）
（施行期日）
１　この告示は、平成 25 年４月１日から施行する。
附　則（平成 26 年３月 27 日告示第 25 号）
この告示は、平成 26 年４月１日から施行する。
附　則（平成 31 年３月 20 日告示第 34 号）
この告示は、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則（令和２年５月８日告示第 107 号）
この告示は、公示の日から施行する。

第２節　委員名簿

委員区分	氏名	委任期間	備考
学識経験を有する者	大久保　裕司	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
	飯塚　真司	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
	関　　正男	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
	平賀　博巳	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
福祉関係団体の代表	畑中　　茂	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
社会福祉を目的とする事業者	熊谷　　公	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	委員長
	萱場　千賀子	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
	岡本　芳美	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	副委員長
	近藤　幸一郎	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
社会福祉に関する活動を行う者	太田　文雄	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
	櫻井　弘一	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
市長が特に必要と認める者	宇野　建夫	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
市民の代表者	都築　真理子	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	
	宮澤　ひな子	2020(R2)年１月 20 日～2021(R3)年３月 31 日	

第３節　策定過程

日時／会場	議事内容
第１回 2020（R2）年１月 20 日（月）13:30～ 印西市役所　会議棟　204 会議室	（１）印西市障がい者プランについて （２）計画策定スケジュールについて （３）アンケート調査について （４）その他
第２回 2020（R2）年６月 29 日（月） ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から書面開催	（１）印西市障がい者プランの策定方針について （２）印西市障がい者プラン事業評価について （３）アンケート報告書について
第３回 2020（R2）年８月５日（水）13:30～ ふれあいセンターいんば３階会議室	（１）素案（総論、体系案）について （２）その他
第４回 2020（R2）年 10 月 15 日（木）13:30～ ふれあいセンターいんば３階会議室	（１）素案について （２）その他
第５回 2020（R2）年 11 月 10 日（火）10:30～ ふれあいセンターいんば３階会議室	（１）素案について （２）その他
第６回 2020（R2）年 12 月 15 日（火）10:30～ ふれあいセンターいんば３階会議室	（１）素案について （２）その他
第７回 2021（R3）年２月 19 日（金） ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から書面開催	（１）計画（案）について

第2章　用語解説

あ行

医療的ケア児（P28、P63、P78、P79、P89）
医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども

インクルーシブ教育（P23、P38）
障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す考え方

NPO（Not-for-Profit Organization）法人（P45、P52、P95）
1998（平成 10）年 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと

か行

介護給付（P33、P54、P82、P83、P85、P86）
介護が必要であると認定された障がいのある人のニーズに応じて提供されるサービス

介護予防事業（P49）
介護が必要となる状態を予防することを目的とした講座や講演会、専門職による相談等を行う事業

基幹相談支援センター（P4、P26、P40、P42、P63、P80、P92）
地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行う

救急医療情報キット（P97）
かかりつけ医や持病等の救急医療情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるもの

強度行動障がい（P52）
直接的他害や、間接的他害や自傷行為等が、通常では考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難なもの

訓練等給付（P33、P54、P84、P85、P86）
障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活するために、一定期間に提供される訓練的な支援

合理的配慮（P3、P37、P38、P66）
障がいのある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう

さ行

災害時避難行動要支援者（P25、P67、P70、P71）
地震や水害等の災害発生時に自力または家族の支援のみでは避難が困難な人

児童発達支援センター（P28、P78、P79）
地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

重症心身障害児（P63、P78、P79）
重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態の子ども

情報バリアフリー（P30、P41）
障がいのある人でも支障なく情報通信を利用できるようにすること

自立支援医療制度（P14）
心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

身体障害者更生援護施設（P96）
身体障害者福祉法に基づいて設置された、身体に障がいのある人の援助や保護を行う施設

た行

地域共生社会（共生社会）（P2、P3、P4、P5、P23、P24、P26、P27、P36、P37、P38、P65、P75）
すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みを目指す考え方

地域自立支援協議会（P10、P58、P63、P64、P80）
地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する協議体

地域包括ケアシステム（P27、P33、P75）
地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された社会システム

な行

ニュースポーツ（P59）
競技性を重視せず，誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称

ノーマライゼーション（P23）
障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図る考え方

は行

ハローワーク（P57）
国が所管し、無料で職業紹介や就職支援のサービスを行う機関。雇用保険に関する各種の手当や助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等も実施

ピアサポート（P90、P92）
同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有すること

PDCA サイクル（P10、P58）
マネジメントサイクルの１つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセス。このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法

法定雇用率（P3、P58）
一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障がいのある人の雇用割合を定めた基準。障害者雇用促進法により、企業や地方公共団体には法定雇用率の達成が制度として義務付けられています。【令和 3 年 3 月の法定雇用率　民間企業：2.3%、国・地方公共団体 2.6%、教育委員会 2.5%（従業員 43.5 人以上）】

や行

ユニバーサルデザイン（P25、P32、P67、P69）
身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの

印西市障がい者プラン

印西市第４次障害者基本計画・第６期障害福祉計画

発 行 年 月：2021（令和３）年３月
発　　行：千葉県印西市
編　　集：印西市福祉部障がい福祉課

所　在　地：〒270-1396　千葉県印西市大森 2364-2
電　　話：0476-42-5111（代表）
　　0476-33-4639（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ：0476-42-0381